

第3編 火山災害対策編

市に被害を及ぼすおそれのある火山としては、箱根山と富士山がある。火山災害については、その活動状況から、災害発生の危険性をある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するために箱根山及び富士山の火山情報の伝達、迅速な避難誘導等の必要な事項を定める。

火山災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編「風水害対策編」で定める事項を準用する。

第1章 火山災害予防

第1節 火山情報の伝達体制等

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第3章（円滑な警戒避難の確保）の規定に基づき、火山情報伝達体制等について、必要な事項を定める。 [国]

1 箱根山の概要

箱根山は、いくつかの成層火山と単成火山からなる複成火山で、火山体の中心には南北11キロメートル東西8キロメートルの大きな鍋状凹地（カルデラ）がある。箱根火山は噴火の歴史記録はないが、地質調査により、12、13世紀頃に3回ほど小規模な水蒸気爆発があったことが最近の研究で明らかになった。これらは、マグマの関与があまり明確ではなく、規模も大きいものではないが、同様の噴火が3,000年前頃と2,000年前頃にもあったことが知られている。

箱根山は、気象庁により「常時観測火山」に選定されており、気象庁（火山監視・警報センター）、県温泉地学研究所や気象庁等により監視・観測が行われている。平成27年4月下旬から始まった火山活動の活発化は、11月下旬までのおよそ7ヶ月間続き、6月にはごく小規模な水蒸気噴火が発生した。この間に、無感地震を含めて、約12,500回の火山性による地震が観測された。

2 富士山の概要

富士山は、気象庁により、「火山防災のために監視・観測体制の充実等が必要な火山」に選定されており、気象庁（火山監視・警報センター）等において、監視・観測が行われている。

3 噴火警報等の発表及び伝達

（1）噴火警報等の種類及び発表

ア 噴火警報・予報、噴火警戒レベル

（ア）噴火警報・予報

a 噴火警報

気象業務法（昭和27年法律第165号）第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターが、居住地域や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称^{※16}で発表する。

b 噴火予報

気象業務法第13条の規定により、気象庁火山監視・警報センターから火山活動が静穏（活火山であることに留意）な状態が予想される場合に発表される。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

※16 名称は、警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合には「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」となる。なお、「噴火警報（居住地域）」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する火山現象特別警報に位置付けられている。

(イ) 火山の状況に関する解説情報（臨時）

a 火山の状況に関する解説情報（臨時）

国（気象庁）は、噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性があるとは判断した場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があるとは判断した場合には、「火山の状況に関する解説情報」を発表する。

b 噴火速報

国（気象庁）は、噴火発生や噴火初期の変動を観測した際に、周辺の住民及び登山者等が緊急的に命を守る行動がとれるよう、これらの情報を噴火速報として迅速に発信するとともに、県等必要な関係者に伝達する。

(ウ) 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況を噴火時等の危険範囲や住民、登山者、観光客等が執るべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものである。

噴火警戒レベルを導入した火山では、噴火警報及び噴火予報で噴火警戒レベルを発表する。住民、登山者、観光客等に必要な防災対応が分かりやすいよう次の表のとおり警戒を呼び掛ける。

噴火警戒レベル表

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者への対応
居住地域へ 特別警報	噴火警報 又は 噴火警報	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まってきている。）。	警戒が必要な居住地域での避難準備、要配慮者（避難行動要支援者）の避難等が必要
火口周辺へ 警報	噴火警報 火口周辺警報	火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活（今後の火山活動の推移に注意。入山規制）。状況に応じて要配慮者（避難行動要支援者）の避難準備等 登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等
	は	火口から少し離れた所までの火口付近	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。）。	住民は通常の生活。入山規制等は特になし。

イ 降灰予報

区 分	目 的	内 容
降灰予報 (定時)	噴火したときの降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を予め確認しておき、事前に対策が実施できるようにする。	・噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に定期的（3時間ごと）に発表する。 ・18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を知らせる。
降灰予報 (速報)	即時性を重視して発表することで、降ってくる火山灰や小さな噴石に対して、直ちに対応行動が行えるようにする。	・噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表する。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予想された場合に発表する。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火発生後、速やかに（5～10分程度で）発表する。 ・噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を知らせる。
降灰予報 (詳細)	噴火事実に基づいた精度の良い予報を提供し、降灰量階級に応じた適切な対応行動が行えるようにする。	・噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行って発表する。 ・降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表する。 ・降灰予報（定時）が未発表の火山では、噴火に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表する。 ・降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表する。 ・観測値をもとに詳細な計算を行い、噴火後20～30分程度で発表する。 ・噴火発生から1時間ごと6時間先までの降灰量や市町村ごとの降灰開始時刻を知らせる。

ウ 降灰による影響

- (ア) 火山灰を吸い込むと、直ちに生命に危険が及ぶことはないが、呼吸器系の疾患にかかりやすくなるなど健康被害のおそれがある。
- (イ) 屋根に堆積した火山灰の重みにより、木造建築物等が倒壊する可能性があるため、除灰又は堅牢（ろう）な建物への避難が必要になる。特に、降雨により水分を含んだ場合においては倒壊の可能性が高まる。
- (ウ) 堆積した火山灰や空気中の火山灰は、道路、鉄道、航空等の交通機関に影響を及

ばす可能性があり、状況によってはその影響は広い範囲に及ぶ。

- (エ) 河川の上流域で大量の降灰があった場合は、支流や溪流からの土砂の流入により本川河道の河床が上昇するため、洪水の危険性が高まる。

エ 火山現象に関する情報

情報等の種類	内 容	発表時期
噴火速報	周辺住民及び登山者等火山の周辺に立ち入る人々に対して、噴火の発生を知らせる情報	随時
火山の状況に関する解説情報	火山性地震や微動回数、噴火等の状況や警戒事項について解説する情報	火山活動の状況に応じ適時発表
火山活動解説資料	写真や図表等を用いて、火山活動の状況や警戒事項について解説する情報	毎月上旬及び必要に応じ適時発表
月間火山概況	前月1か月間の火山活動の状況や警戒事項を取りまとめた資料	毎月上旬
噴火に関する火山観測報	噴火が発生したときに、発生時刻や噴煙高度等の情報	随時

(2) 噴火警報等の通報及び伝達体制

県は、国（気象庁）から噴火警報、臨時の解説情報、噴火速報等の伝達を受けた場合は、予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について、指定地方行政機関、指定地方公共機関、市町村その他の関係者に対し、必要な通報又は要請を行なう。

市は、県から噴火警報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の伝達を受けた場合は、伝達を受けた事項を防災行政無線、緊急速報メール（エリアメール）、えびなメールシステム等により、関係機関や市民等へ伝達する。また、特別警報に当たる噴火警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市民等へ伝達する。

なお、噴火警報等の通報及び伝達系統は、県防災行政通信網を通じて、市へ伝達される。

第2節 火山災害応急対策への備え

1 情報の収集・連絡

(1) 火山災害情報の受伝達体制の充実

市は、市民に対し確実に情報を伝達するため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）及びＬアラート（災害情報共有システム）の着実な運用に努める。

また、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステム及び資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなどの機器操作の習熟に努める。 [危]

(2) 被災者支援に関する情報システムの構築等

ア 市は、避難所等の管理、罹災証明書等の交付、義援金の給付等の被災者支援業務を円滑に実施するため、被災者の住所や家屋等の情報を効率的に処理するために導入した被災者支援システムの整備運用に努める。 [危]

イ 市は、市民、災害時医療救護関連施設及び避難所等への情報提供等に当たり、インターネットなど各種通信手段の活用を図る。 [危]

2 救助・救急、消火及び医療救護活動

(1) 救助・救急活動

市は、救急車等の車両及び応急措置の実施に必要な救助・救急用資機材の整備に努める。 [消]

(2) 消火活動

ア 市は、消防組織の強化に努め、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織（自主防災隊）等の連携強化を図る。 [消・危]

イ 市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を立て、消防施設等の整備に努め、その強化を図る。 [消]

(3) 医療救護活動

ア 市は、関係機関と調整の上、「神奈川県災害時医療救護計画」に基づき、医療救護活動体制の確立に努める。 [医]

イ 市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。 [危・医]

ウ 市は、備蓄医薬品が不足した場合は、県に協力を求める。 [危・医]

3 避難誘導

(1) 市は、火山災害時に安全かつ迅速に避難が行えるよう地域内の避難場所及び避難所予定施設等並びに避難指示の方法について、あらかじめ市民に周知するとともに、早期の自主避難の重要性についても周知するよう努める。 [危]

(2) 市は、要配慮者の所在等について事前に把握するとともに、要配慮者のうち、特に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものについては、「避難行動要支援者名簿」を作成し、整理しておくほか、海老名市災害対策基本条例により、自主防災組織（自主防災隊）、民生委員・児童委員等と所在等をあらかじめ共有し、火山災害時には迅速な安否確認、避難誘導等が行える体制の整備を図る。

[医・危・避]

- (3) 市は、火山災害時において、避難行動要支援者等の迅速かつ安全な避難のため、避難行動要支援者等が利用する施設の管理者が、自主防災組織（自主防災隊）、近隣居住者、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティアなどに避難誘導、搬送等の協力が得られるよう周知する。 [医]
- (4) 避難行動用支援者等が利用する施設の管理者は、火山災害時に自主防災組織（自主防災隊）、近隣居住者、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティアなどの協力を得て、迅速かつ安全に避難誘導、搬送等が行えるように、避難確保計画を作成し、避難訓練の実施に努める。 [事]
- (5) 市は、高齢者・障がい者の福祉避難所予定施設として、設備及び体制が整った社会福祉施設等を活用できるようあらかじめ社会福祉施設等の管理者と火山災害時の施設利用等に関する協定を結ぶことに努める。また、市は、必要に応じて協定の促進に努める。 [危・医]

4 降灰等対策

市は、国及び県と連携して火山噴火時の降灰対策等について検討する。 [危]

5 防災知識の普及等

(1) 市民等への防災知識の普及・啓発

ア 市は、市民に対して、火山災害に関する基礎的知識及び火山災害時の対応について、普及・啓発を行う。 [危]

イ 市は、被害の及ぶ範囲、避難所予定施設等の場所及び火山災害時に対応すべき事項等を地域の実情にあった形で啓発を行う。 [危]

(2) 児童・生徒への防災知識の普及

市立学校は、教科書等を通じ、火山に関する知識の普及や火山災害教育の推進に努める。 [避]

第2章 火山災害時の応急活動計画

第1節 火山災害時情報の収集・連絡等及び市災害対策本部等の設置

市は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに県及び防災関係機関と協力して被害情報及び関係機関が実施する応急対策の措置状況等の情報を収集・連絡し、その情報に基づき、市災害対策本部の設置及び必要となる体制の整備を進める。

1 火山災害発生による被害情報の収集・連絡

- (1) 市は、火山災害発生時において、庁舎及び公共施設の周辺に関する被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するため、情報の収集に当たる。 [危・消]
- (2) 市は、防災情報システム（防災カメラ）、ドローン及び防犯カメラを使用し、市内の状況を確認するとともに、必要があると認める場合は、応急復旧部又は消防部を巡視出動させ、情報収集を行う。また、勤務時間外、休日等は、配備人員が参集時に収集した情報を共有する。 [危・消・応]
- (3) 市は、人的被害の状況、建築物被害及び火災の発生状況等を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県に報告する。 [危・消]
- (4) 市は、「火災・災害即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等、特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告する。 [消]
- (5) 市は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。 [危・消]
- (6) 市は、応急対策の活動状況、市災害対策本部設置状況等を県に連絡する。 [危]
- (7) 市は、県からの連絡を受け、県が収集した火山災害の情報及び県が実施する応急対策の活動状況等を把握する。 [危]

2 市災害対策本部の設置等

- (1) 市災害対策本部の設置基準及び配備体制発令基準 [危]

危機対処体制区分（設置者）	災害対策本部（市長）						
設置基準	その他災害が発生し、災害予防又は災害応急対策を実施する必要があると認めるとき。						
配備体制（発令者）	災害対策体制（災害対策本部長）	発令基準	設置基準により、災害対策本部が設置されたとき。				
		危機対処の部 配備人員	危機管理部 全員	消防部 全員	避難所管理部 全員	応急復旧部 全員	物資輸送部 全員

備考 「対策体制」の配備人員とは、災害予防又は災害応急対策に従事すべき「全員」をいい、この「全員」は地域防災計画行動計画「風水害対策体制」に定める「全員」に準ずる。

ア 市長は、火山災害が発生した場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより市災害対策本部を設置する。

また、市災害対策本部長（市長）は、市災害対策本部が設置されたときは配備体制発令基準に基づき、「災害対策体制」を発令し、危機対処の部の行動計画に定める配備人員を配備する。

イ 市長は、市災害対策本部を設置したときは、県知事に速やかに報告するとともに、次の(ア)から(エ)までに掲げる者のうちから必要と認める者に速やかに連絡する（同本部を廃止したときも同じ。）。

- (ア) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (イ) 陸上自衛隊第4施設群長
- (ウ) 海上自衛隊厚木航空基地隊司令
- (エ) 隣接市町長

ウ 市は、配備人員が参集するまでの間は、別に定める「海老名市災害発生時等初動対応マニュアル」に基づき、災害予防又は災害応急対策を実施する。

(2) 市災害対策本部の組織等 [危]

ア 市災害対策本部は、市災害対策本部長、市災害対策副本部長（副市長及び教育長）、市災害対策副本部長補佐及び市災害対策本部員をもって組織する（市災害対策本部会議の構成も同じ。）。

イ 市災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策を円滑に実施するため、市災害対策本部に「危機管理部」、「消防部」、「避難所管理部」、「応急復旧部」、「物資輸送部」及び「医療介護部」を置くものとする。さらに、部に属する班を置くものとする。

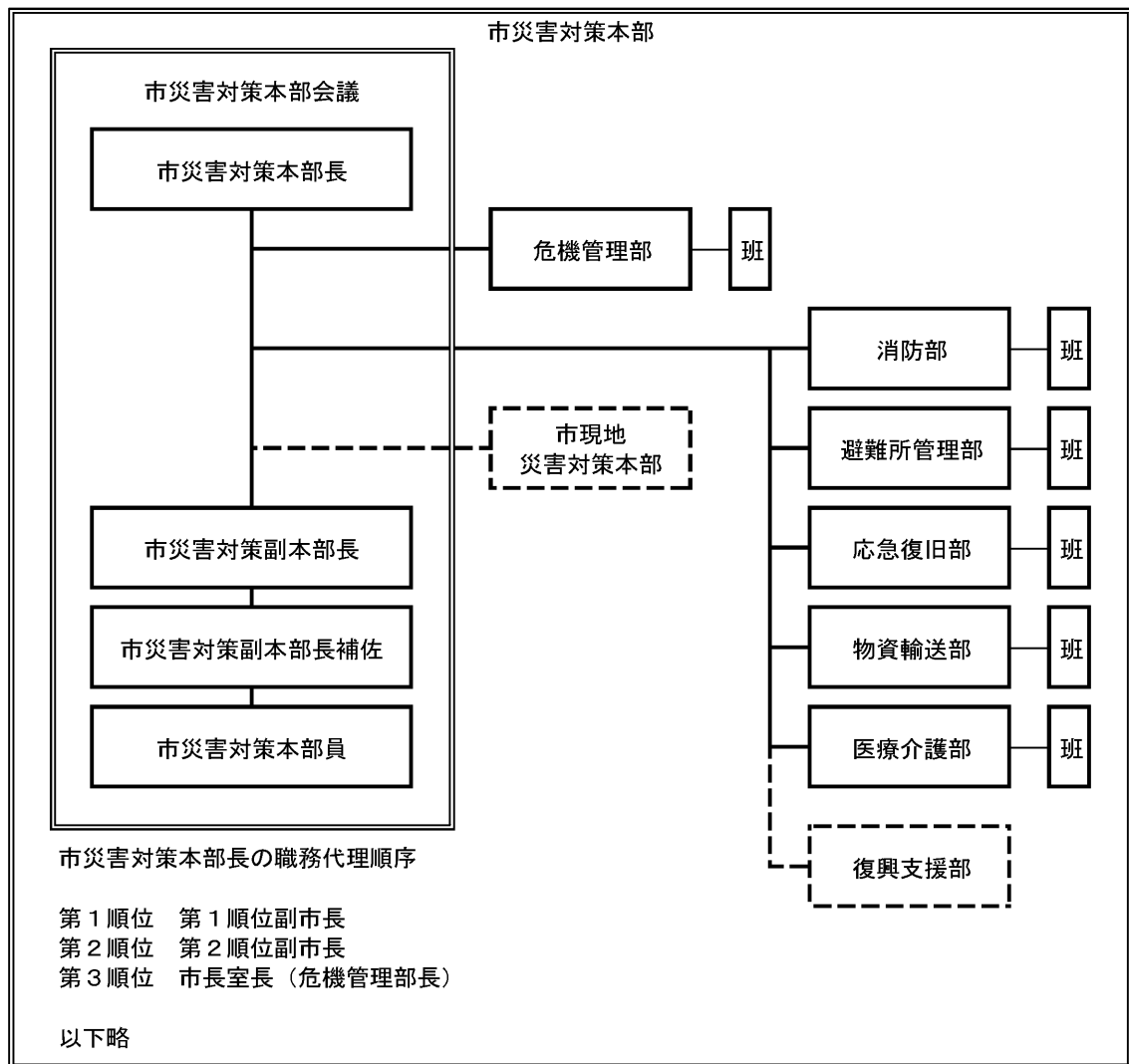
ウ 市災害対策本部の庶務は、危機管理部長が掌理する。

エ 市災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策についての重要な指示又は総合調整を行う必要があると認めるときは、市災害対策本部会議を招集する。

オ 市災害対策本部長は、市災害対策本部に災害対策の実施を要する地域にあって市災害対策本部の一部を行う組織として現地災害対策本部を置くことができる。

カ 市災害対策本部長は、地震災害の発生により復興対策を実施する必要があると認めるときは、迅速かつ的確な復興支援を図るため、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより復興体制を整備するものとし、部を横断的に編成し、本部に復興支援部を置くものとする。

キ 市災害対策本部組織図は、次図のとおりとし、市災害対策本部の組織及び運営については、「海老名市災害対策本部要綱」に定める。



【資料2－5】 海老名市災害対策本部条例

【資料2－6】 海老名市災害対策本部要綱

3 市災害警戒本部の設置等

市長又は市長室長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、海老名市災害対策本部を設置するまでに至らない段階で、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより市災害警戒本部を設置することができる。

また、市災害対策本部が設置されたときは、市災害警戒本部は廃止されたものとし、その事務は引き継がれる。

配備人員が参集するまでの間は、別に定める「海老名市災害発生時等初動対応マニュアル」に基づき、災害警戒又は災害予防対策を実施する。

(1) 市災害警戒本部の設置基準及び配備体制発令基準 [危]

危機対処 体制区分 (設置者)	災害警戒本部（市長又は市長室長）						
設置基準	1 その他災害が発生するおそれがある場合において、災害警戒又は災害予防対策を実施する必要があると認めるとき。 2 協定都市等において被害が発生し、支援のため災害警戒又は災害予防対策を実施する必要があると認めるとき。						
配備体制 (発令者)	災害警戒体制 (災害警戒本部長又は 危機管理部長)	発令基準	設置基準により、災害警戒本部が設置されたとき。				
		危機対処の部 配備人員	危機管理部 必要人員	消防部 必要人員	避難所管理部 必要人員	応急復旧部 必要人員	物資輸送部 必要人員

備考 「災害警戒体制」の配備人員とは、災害警戒又は災害予防対策に従事すべき「必要人員」をいい、この「必要人員」は地域防災計画行動計画「風水害警戒体制」に定める「必要人員」に準ずる。

(2) 市災害警戒本部の組織等 [危]

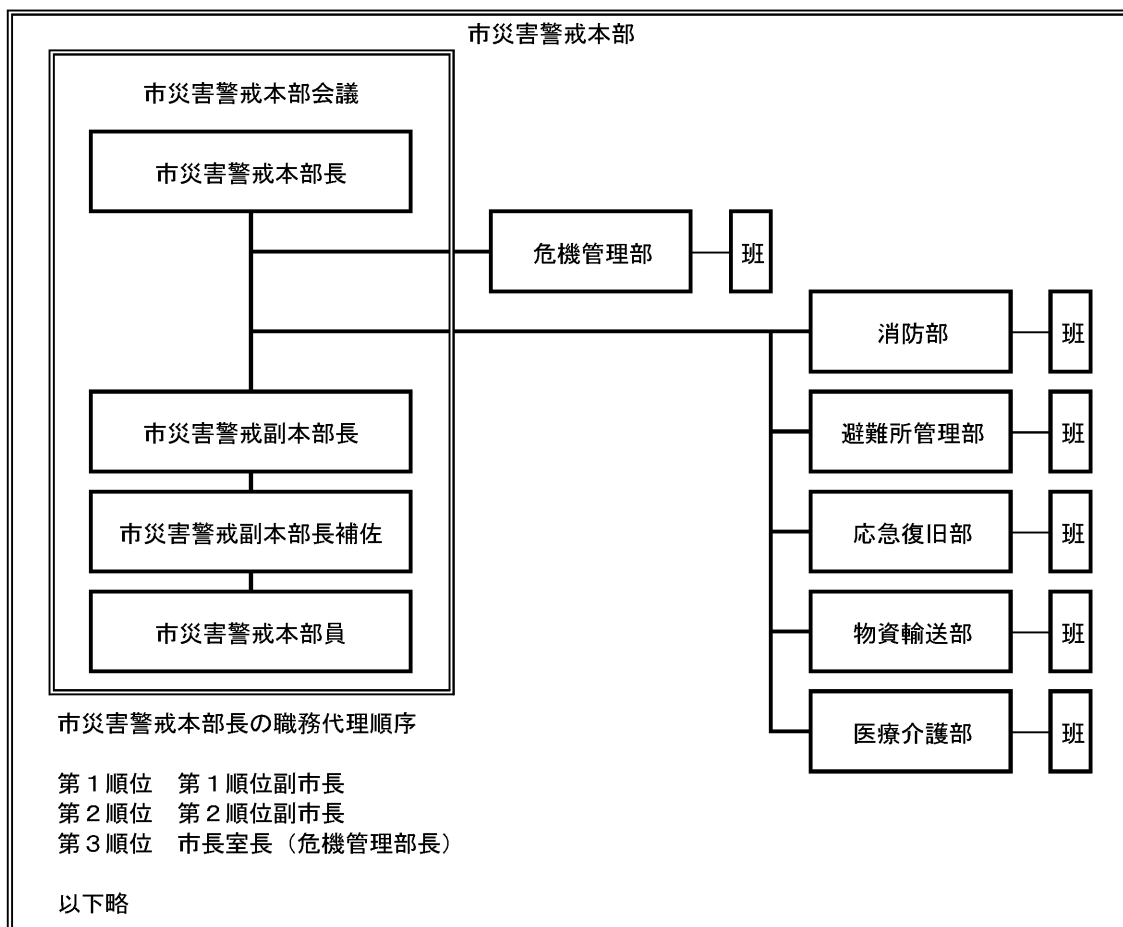
ア 市災害警戒本部は、市災害警戒本部長、市災害警戒副本部長（副市長及び教育長）、市災害警戒副本部長補佐及び市災害警戒本部員をもって組織する（市災害警戒本部会議の構成も同じ。）。

イ 市災害警戒本部長は、災害警戒又は災害予防対策を円滑に実施するため、市災害警戒本部に「危機管理部」、「消防部」、「避難所管理部」、「応急復旧部」、「物資輸送部」及び「医療介護部」を置くものとする。さらに、部に属する班を置くものとする。

ウ 市災害警戒本部の庶務は、危機管理部長が掌理する。

エ 市災害対策本部長は、災害警戒又は災害予防対策についての重要な指示又は総合調整を行う必要があると認めるときは、市災害警戒本部会議を招集する。

オ 市災害警戒本部組織図は、次図のとおりとし、市災害警戒本部の組織及び運営については、「海老名市災害警戒本部要綱」に定める



【資料2－9】 海老名市災害警戒本部要綱

4 通信手段の確保

- (1) 市は、火山災害発生時において、火山災害情報の連絡通信を確保するために、各種の通信手段である地上系無線、衛星電話及び有線系の情報通信手段の機能確認を行うとともに、障害が発生したときは、必要な要員を直ちに現場に配置し、速やかな通信の復旧を図る。また、通信手段の確保について必要な措置を総務省に要請する。 [危・消]
- (2) NTT東日本株式会社神奈川事業部は、電気通信設備の被災により疎通に著しく支障がある場合は、被災地からの疎通を優先させる。
また、非常・緊急電話のそ通確保のため、一般加入電話については利用制限等を行う。 [事]

5 各種通信設備の利用

- (1) 市は、一般加入電話が途絶した場合は、防災行政無線、消防無線又は県防災行政通信網その他これらに類する通信手段を利用する。 [危・消]
- (2) 市は、あらかじめ用意する通信設備等が使用できない場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして報告する。 [危]

第2節 活動体制の確立

1 市の活動体制

- (1) 市は、火山災害の状況に応じて速やかに災害対策体制に入り、火山の活動状況や被害状況等の収集活動を行うとともに、収集した情報により災害応急対策を検討し、警戒を呼び掛けるなどの必要な措置を採る。 [危]
- (2) 市は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法に基づき、市災害対策本部を設置する。 [危]
- (3) 市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告する。 [危]

2 広域的な応援体制

- (1) 市長は、市内に火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急措置を実施するが、その被害状況によって災害応急措置を実施するため、必要と認めるときは、他市町村長に対し応援要請をし、若しくは県知事に対し、応援要請又は応急措置の実施を要請する。 [危]
- (2) 被災市区町村応援職員確保システムに基づく応援要請は、以下の業務とする。 [危]
 - ア 避難所運営や罹災証明書等の交付等の災害対応業務の支援
 - イ 被災市が行う災害マネジメントの総括的支援

3 自衛隊の災害派遣

市長は、県知事の自衛隊への派遣要請の要求において、通信途絶等の理由により要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況等を通知する。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置を執る必要があると認められる場合には自主派遣をする。

なお、市長は、この通知をしたときは速やかにその旨を県知事に通知する。 [危]

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

市は、あらかじめ、派遣内容や物資等の必要数量等の活動内容を定め、災害に備えることとし、発災後速やかに、救助・救急、消火及び医療救護活動を行う。また、救助・救急、消火活動等を行う際には、安全確保に留意して活動を行う。

1 救助・救急、消火活動

(1) 市

ア 市は、事前に定めた火山災害の警防計画等により消防活動を実施するが、消防活動に当たっては、住宅密集地域を優先しつつ、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行い、効果的な運用を図る。 [消]

イ 市は、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の自主防災組織（自主防災隊）等と連携して救助・救急活動を行う。

特に被災地域の医療機関等が被災した場合には市医師会等関係機関の協力のもと、E M I Sを活用して、広域的な救急活動を実施する。 [消・医]

ウ 市は、災害発生時に傷病者の緊急度や重症度に応じた適切な処置や搬送を行うため、傷病者の治療優先順位を決定するトリアージの手法について、救急業務計画に定める。

[消・医]

エ 市は、消防相互応援協定等に基づき、他市町村に救助・救急、消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じて神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請を行う。さらに、応援部隊の配置を迅速かつ円滑に実施し、被害の軽減に努める。

なお、職員等のストレス対策として必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。 [消・危]

オ 市は、大規模火山災害により自衛隊が派遣された場合は、最重要防御地域等の優先順位を決め、迅速に連絡する。 [危]

(2) 消防団

消防団は、地域防災の中核として、地域の自主防災組織（自主防災隊）と連携し、発災直後の初期消火及び被災者の救出・救護を行うとともに、消防部を補佐し、各種消防活動を行う。 [消]

(3) 市民

ア 市民は、まず、自身及び家族の身を守ることに最大限努め、かつ失火防止に努める。 [民]

イ 市民及び自主防災組織（自主防災隊）は、近隣において発災時初期段階での初期消火活動、救出・救護活動を行うとともに、救助・救急、消火活動を実施する各機関に協力する。 [民]

(4) 市長

市長は、必要がある場合には、県知事に対し関係機関への応援要請を要求する。 [危]

2 医療救護活動

(1) 医療機関による医療救護活動

ア 市は、必要があるときは、県に対し、DMAT、DMAT-L、DPAT、救護班（医療チーム）等の派遣を要請する。 [危・医]

イ 市は、医療機関の応援要請情報や支援情報をリアルタイムにEMISにより収集・交換し、効果的な医療救護活動を確保する。 [医・消]

ウ 市は、水道施設が被災した場合は医療機関に優先的な給水活動を行い、県は飲料水の確保や応急給水の支援を行う。 [物・県]

(2) 災害時医療救護関連施設の開設

ア 市は、迅速な医療救護活動を実施するため、「海老名市救急医療実施要綱」及び「海老名市救急医療実施要綱に関する取扱要領」に基づき、市医師会と協力して災害時医療救護関連施設を開設する。 [医]

イ 市は、必要に応じ、国の非常（緊急）災害対策本部等に対し救護班の派遣を県知事に要請する。 [危]

第4節 避難対策

市は、火山災害発生後、人命の安全を第一に被災した市民の避難誘導を行うとともに、あらかじめ指定された避難場所、避難所予定施設等その他避難に関する情報の提供に努める。

市民は、あらかじめ指定されている避難場所及び避難所予定施設等を日頃から把握するとともに、避難情報が発令された場合は、速やかに避難を開始する。また、自主的に避難する場合は、安全に十分注意する。

1 避難情報等

火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命及び身体の保護その他災害の防止等を図るため特に必要と認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、市長、警察官、自衛官、県知事等が避難実施のために必要な避難指示又は警戒区域の設定を行う。なお、その場合は噴火警報等（噴火警戒レベルを含む。）に対応して、迅速かつ円滑な警戒避難対策を執る。 [危・国・県]

2 避難情報等の内容

(1) 避難指示等を実施する者は原則として次の内容を明示して行う。 [危]

- ア 避難を要する理由
- イ 避難指示等の対象地域
- ウ 避難先とその場所
- エ 避難経路
- オ 注意事項

(2) 避難指示等の代理者

ア 警察官

(ア) 警察官は、火山災害現場において市長が避難のため立ち退きを指示することができないと認められる事態（連絡等のいとまがなく、これを行わなければ時機を失するような場合）又は市長から要求があったときは、立ち退きの指示及び警戒区域の設定をすることができる。この場合において、その旨を市長に速やかに通知する。

なお、警察官は、人命又は身体に危険を及ぼすおそれがある場合は、その場に居合わせた者に対して避難の措置を講じることができる。この場合においては、その旨を県公安委員会に報告する。 [国・県]

(イ) 警察官は、消防吏員若しくは消防団員が火災の現場にいないとき又は消防吏員若しくは消防団員の要求があったときは、火災の現場において、消防警戒区域を設定して、総務省令で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はこの区域への出入りを禁止し、若しくは制限することができる。 [県]

イ 自衛官

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、火山災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合に限り、避難等の措置を執る。これらの避難等の措置を執ったときは、直ちにその旨を市長に通知する。 [国]

ウ 県知事

県知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者（市長）は、著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認める区域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを指示することができる。この場合において、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知する。

また、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難情報の発令及び警戒区域の設定を市長に代わって行う。また、県は、市から求めがあった

場合には、避難指示の対象地域、判断時期等について助言する。 [県]

3 避難措置の周知等

(1) 関係機関への報告

避難指示を発令した場合は、必要な事項を関係機関へ報告(通知・連絡)する。
[危・国・県]

(2) 市民への周知

市は、自ら避難指示を発令した場合又は他機関からその旨の通知を受けた場合は、防災行政無線、広報車等により火山災害広報を実施し、市民に周知する。また、避難の必要がなくなったときも同様とする。 [危]

4 避難所予定施設等の開設

市は、被災者に対する救済措置を行うため、必要に応じてあらかじめ指定された避難所予定施設等を避難所として開設する。

(1) 避難所予定施設等の開設

市は、「海老名市避難所運営マニュアル」又は個別の「避難所運営マニュアル」、「福祉避難所運営マニュアル」若しくは「一時滞在所運営マニュアル」を参考に、避難所担当班員、学校避難所担当班員、一時滞在所担当班員、自主防災組織(自主防災隊)、施設管理者等で構成する避難所等の開設チームにより指定された避難所予定施設等の安全を確認し、避難所等として開設する。

また、必要があれば、あらかじめ指定された避難所予定施設等以外の施設についても、火山災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所等として開設する。

さらに、火山災害が長期にわたることが見込まれる場合には、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にある避難所予定施設等を含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテルなどを避難所等として借り上げるなど多様な避難所等の確保に努める。 [避・危・応・医]

(2) 避難所等の周知

市は、避難所予定施設等を避難所等として開設した場合は、速やかに市民に周知するとともに、県をはじめ県警察、自衛隊等関係機関に連絡する。 [危]

(3) 避難所等の運営管理

ア 市は、「海老名市避難所運営マニュアル」又は個別の「避難所運営マニュアル」、「福祉避難所運営マニュアル」若しくは「一時滞在所運営マニュアル」を参考に、男女のニーズの違いなどの男女双方の視点及び要配慮者の多様な視点に配慮するほか、避難者等主体の避難所等の運営委員会を設置し、避難所担当班員、学校避難所担当班員、自主防災組織(自主防災隊)、施設管理者等の支援により避難所等の円滑な運営を行う。

避難所等の運営に当たっては、被災者に対する給水・給食措置等が円滑に実施できるよう努める。この場合において、避難所等における情報の伝達、飲料水、食料等の配布、清掃等については、避難者等、市民、自主防災組織(自主防災隊)、ボランティアなどの協力を得られるよう努めるものとする。 [避・危・応・物・医]

イ 市は、あらかじめ指定された避難所予定施設等以外の県立施設に被災者を一時入所させる必要があるときは、県に要請する。 [危]

ウ 市は、関係省庁等の支援と連携し、在宅での避難や車中泊など、様々な事情から避難所以外での避難生活を送る被災者の把握方法や、物資などの供給、健康確保などの方策について、地域の実情に応じて、検討に努める。 [避・危]

5 避難経路の通行確保及び避難の誘導

市は、避難経路の安全確認を行い、被災者が迅速かつ安全に避難できるよう自主防災組織

(自主防災隊)、警察官、消防団その他避難措置の実施者と相互に連携し、避難先への誘導に努める。この場合において、避難措置の実施者の安全確保に留意する。 [危・消]

6 帰宅困難者への対応

(1) 市は、「無闇に移動を開始しない。」という基本原則の広報等により、一斉帰宅の抑止を図るとともに、一時滞在所の確保等に努める。また、一時滞在所の運営に当たっては、男女のニーズの違いや、要配慮者の多様なニーズに配慮した運営に努める。 [応]

(2) 市は、あらかじめ指定した帰宅困難者の収容機能を持つ避難所予定施設及び帰宅困難者の収容に特化した一時滞在所予定施設を迅速に避難所及び一時滞在所として開設し、円滑な運営を行うとともに、開設状況を帰宅困難者に広報し、県及び鉄道事業者等に情報伝達を行う。 [危・避・応]

(3) 企業・事業所は、発災時に火山災害関連の情報を収集し、適切な対応ができるよう組織内に的確に伝達するよう努める。

また、「無闇に移動を開始しない。」という基本原則のもと、施設の安全が確認できた場合は、公共交通機関の運行情報等から施設利用者が安全に帰宅できることが確認できるまでは、建物内にとどめるよう努める。特に施設内の要配慮者に対しては、その対応を徹底する。 [企・事]

(4) 旅館、ホテルなどの宿泊施設、デパート、ホールなどの不特定多数の者が利用する施設の管理者は、発災後の施設利用者の混乱を防止するため、自らの施設機能を十分活用し、対応する。

また、施設管理者は、必要に応じて当該施設利用者をあらかじめ市が指定する避難所予定施設等に誘導する場合は、市に連絡するものとする。 [企]

(5) 発災後において、ターミナル駅の乗降客及び鉄道運行中止に伴う帰宅困難者の混乱を防止するため、鉄道機関等の関係各機関はそれぞれの機関の施設に加えて駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じて県及び市の情報伝達等に基づき、地域の避難所予定施設等を案内するものとする。

なお、要配慮者に対し十分な配慮を行うように努める。 [事]

7 多様な視点への配慮

市は、避難誘導、情報提供、相談、避難所等の運営等に当たっては、男女のニーズの違い、ペットの有無及び要配慮者等の視点に十分配慮する。 [危・避・応・医]

第5節 被災者等への情報提供及び相談、物価の安定等に関する活動

市は、発災後速やかに広報担当を設置し、防災関係機関と連携して被災した市民に対し、正確な情報を適切かつ迅速に提供することにより、混乱の防止を図り、適切な判断による行動が執れるよう努める。

また、被災者の生活上の不安を解消するために、要配慮者にも配慮した総合的な相談活動を実施するとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定及び必要物資の適切な供給を図る。

1 被災者等への情報提供

(1) 市

ア 市は、発災初動期、避難救援期、応急復旧期、復興期に対応して、被災者が必要とする情報を十分把握し、被災者に次の情報等を、掲示板、広報紙、インターネットなどによるほか、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得て的確に提供するよう努める。 [危]

- (ア) 火山災害による被害の状況
- (イ) 二次災害の危険性に関する情報
- (ウ) 安否情報
- (エ) ライフライン、交通施設等、公共施設等の復旧状況
- (オ) 医療機関等の生活関連情報
- (カ) それぞれの機関が講じている施策に関する情報
- (キ) 交通規制等に関する情報
- (ク) 避難所等の情報

イ 市は、民間企業等からの有線及び無線による地域情報の受入体制を整備し、これらの情報の活用を努める。 [危]

ウ 市は、インターネットなどを利用し、情報を24時間提供する体制を整備する。 [危]

(2) 集配郵便局等

市内郵便局は、市民に対し「災害時における海老名市と海老名市内郵便局との協力に関する協定書」に基づいて、市から提供された情報を必要に応じて広報する。 [事]

(3) 市、県及び防災関係機関

市、県及び防災関係機関は、情報の公表及び広報活動を行うときは、その内容について相互に通知し、情報交換を行う。 [危・県・事]

2 災害相談の実施

(1) 災害相談の実施

地域の被災した市民から寄せられる生活上の不安等の解消を図るため、県と相互に連携し、臨時災害相談所を設け、発災直後からの時間経過に伴うニーズの変化に対応した総合的な相談活動を実施する。

相談等は、職員のみならず、関係機関、弁護士等専門家及び通訳ボランティアの協力のもと、外国人への対応についても配慮しながら、総合的に行う。 [避]

(2) 相談業務の内容

災害相談の内容は、次に掲げる発災初動期から復興期までの時期において、幅広く対応し、早期解決を図り、生活の安定を支援する。 [避]

ア 発災初動期から避難救援期まで

行方不明者、避難所等、飲料水・食料、衣類等の問合せへの対応

イ 応急復旧期

避難所等生活、心の悩み相談及び仕事の再開相談

ウ 復興期

住宅及び事業所の再建相談等

3 物価の安定、物資の安定供給

市は、食料をはじめとする生活必需物資等の物価が高騰しないよう、また、事業者による買占め・売惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じて指導等を行うとともに、生活必需物資の供給状況等について、必要な情報提供に努める。

また、コンビニエンスストア等の小売店舗等と協定を結び、物資が安定的に供給されるように努めるとともに、発災後速やかに営業が開始できるよう物資搬入車両の通行の確保等、必要な体制の整備に努める。 [物]

第4編 航空災害対策編

航空運送事業者の運行する航空機、米軍機及び自衛隊機の墜落等の航空事故により大規模な被害が発生する航空災害対策について、必要な事項を定める。

航空災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編「風水害対策編」で定める事項を準用する。

第1章 航空災害応急対策への備え

市は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに県及び防災関係機関と協力して、被害情報及び関係機関が実施する応急対策等の活動状況の情報を収集・連絡し、その情報に基づき、事態の推移に合わせた災害応急活動を行う。

1 情報の収集・連絡

航空災害情報の受伝達体制の充実

市は、市民に対し、確実に情報を伝達するため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）及びLアラート（災害情報共有システム）の着実な運用に努める。

また、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステム及び資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなどの機器操作の習熟に努める。 [危]

2 医療救護活動

（1） 市は、関係機関と調整の上、「神奈川県医療救護計画」に基づき、医療救護活動体制の確立に努める。 [医]

（2） 市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。 [危]

（3） 県は、市の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努める。 [県]

第2章 航空災害時の応急活動計画

第1節 航空災害時情報の収集・連絡等及び市災害対策本部等の設置

市は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに県及び防災関係機関と協力し、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の措置状況等の情報を収集・連絡し、その情報に基づき、市災害対策本部の設置及び必要となる体制の整備を進める。

1 航空災害発生による被害情報の収集・連絡

- (1) 市は、航空災害発生時において、庁舎及び公共施設の周辺に関する被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するため、情報の収集に当たる。 [危・消]
- (2) 市は、防災情報システム（防災カメラ）、ドローン及び防犯カメラを使用し、市内の状況を確認するとともに、必要があると認める場合は、応急復旧部又は消防部を巡視出動させ、情報収集を行う。
また、勤務時間外、休日等は、配備人員が参集時に収集した情報を共有する。 [危・消・応]
- (3) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県に報告する。 [危・消]
- (4) 市は、「火災・災害即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等、特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告する。 [消]
- (5) 市は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。 [危・消]
- (6) 市は、応急対策の活動状況、市災害対策本部設置状況等を県に連絡する。 [危]
- (7) 市は、県からの連絡を受け、県が収集した航空災害の情報及び県が実施する応急対策の活動状況等を把握する。 [危]

2 市災害対策本部の設置等

- (1) 市災害対策本部の設置基準及び配備体制発令基準 [危]

危機対処体制区分（設置者）	災害対策本部（市長）						
設置基準	その他災害が発生し、災害予防又は災害応急対策を実施する必要があると認めるとき。						
配備体制（発令者）	災害対策体制（災害対策本部長）	発令基準	設置基準により、災害対策本部が設置されたとき。				
		危機対処の部 配備人員	危機管理部 全員	消防部 全員	避難所管理部 全員	応急復旧部 全員	物資輸送部 全員

備考 「対策体制」の配備人員とは、災害予防又は災害応急対策に従事すべき「全員」をいい、この「全員」は地域防災計画行動計画「風水害対策体制」に定める「全員」に準ずる。

ア 市長は、航空災害が発生した場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより市災害対策本部を設置する。

また、市災害対策本部長（市長）は、市災害対策本部が設置されたときは配備体制発令基準に基づき、「災害対策体制」を発令し、危機対処の部の行動計画に定める配備人員を配備する。

イ 市長は、市災害対策本部を設置したときは、県知事に速やかに報告するとともに、次の(ア)から(エ)までに掲げる者のうちから必要と認める者に速やかに連絡する（同本部を廃止したときも同じ。）。

(ア) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(イ) 陸上自衛隊第4施設群長

(ウ) 海上自衛隊厚木航空基地隊司令

(エ) 隣接市町長

ウ 市は、配備人員が参集するまでの間は、別に定める「海老名市災害発生時等初動対応マニュアル」に基づき、災害予防又は災害応急対策を実施する。

(2) 市災害対策本部の組織等 [危]

ア 市災害対策本部は、市災害対策本部長、市災害対策副本部長（副市長及び教育長）、市災害対策副本部長補佐及び市災害対策本部員をもって組織する（市災害対策本部会議の構成も同じ。）。

イ 市災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策を円滑に実施するため、市災害対策本部に「危機管理部」、「消防部」、「避難所管理部」、「応急復旧部」、「物資輸送部」及び「医療介護部」を置くものとする。さらに、部に属する班を置くものとする。

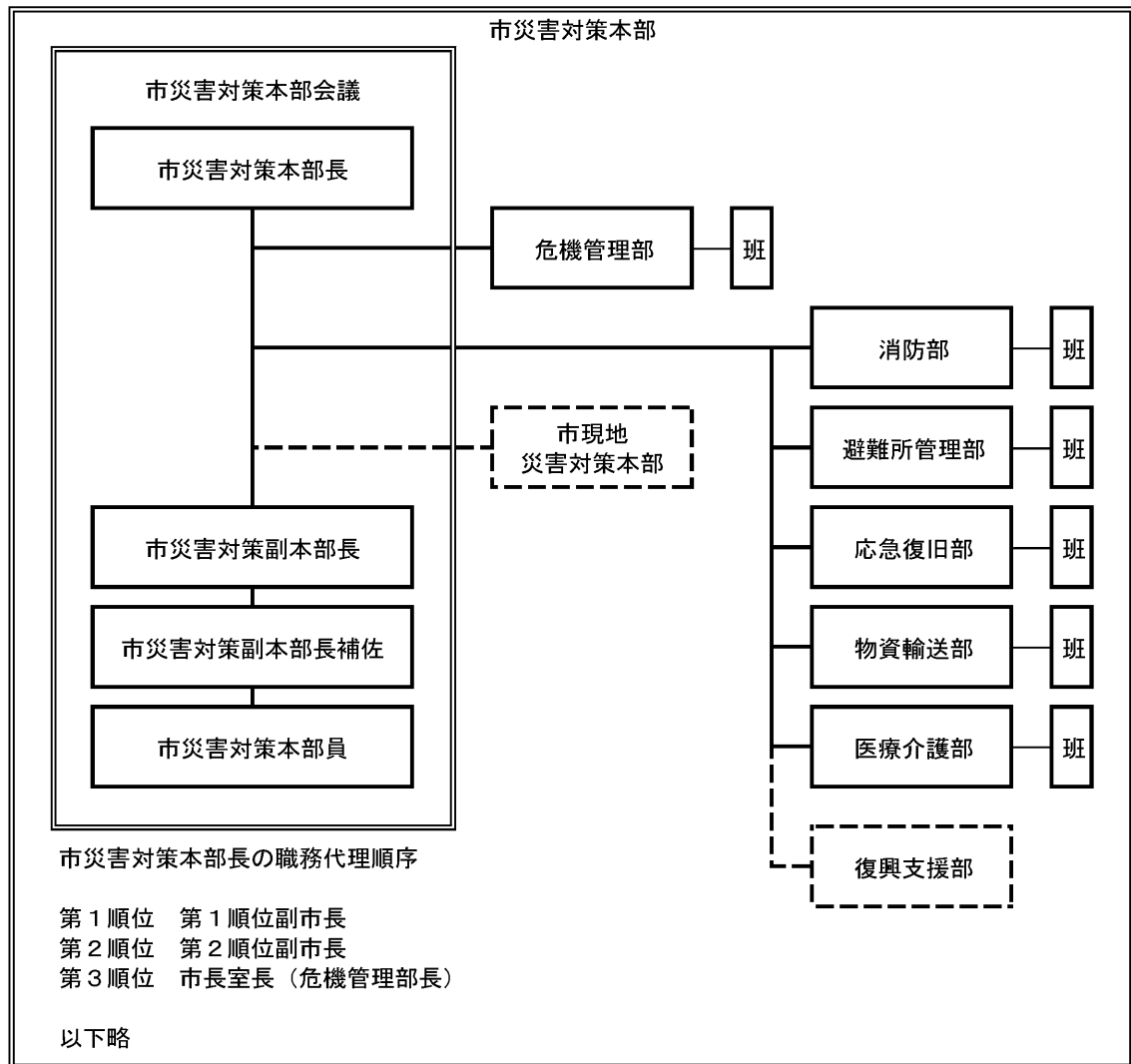
ウ 市災害対策本部の庶務は、危機管理部長が掌理する。

エ 市災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策についての重要な指示又は総合調整を行う必要があると認めるときは、市災害対策本部会議を招集する。

オ 市災害対策本部長は、市災害対策本部に災害対策の実施を要する地域にあって市災害対策本部の一部を行う組織として現地災害対策本部を置くことができる。

カ 市災害対策本部長は、地震災害の発生により復興対策を実施する必要があると認めるときは、迅速かつ的確な復興支援を図るため、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより復興体制を整備するものとし、部を横断的に編成し、本部に復興支援部を置くものとする。

キ 市災害対策本部組織図次図のとおりとし、市災害対策本部の組織及び運営については、「海老名市災害対策本部要綱」に定める。



【資料2－5】 海老名市災害対策本部条例

【資料2－6】 海老名市災害対策本部要綱

3 市災害警戒本部の設置等

市長又は市長室長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、海老名市災害対策本部を設置するまでに至らない段階で、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより市災害警戒本部を設置することができる。

また、市災害対策本部が設置されたときは、市災害警戒本部は廃止されたものとし、その事務は引き継がれる。

配備人員が参集するまでの間は、別に定める「海老名市災害発生時等初動対応マニュアル」に基づき、災害警戒又は災害予防対策を実施する。

(1) 市災害警戒本部の設置基準及び配備体制発令基準

[危]

危機対処体制区分(設置者)	災害警戒本部（市長又は市長室長）							
設置基準	1 その他災害が発生するおそれがある場合において、災害警戒又は災害予防対策を実施する必要があると認めるとき。 2 協定都市等において被害が発生し、支援のため災害警戒又は災害予防対策を実施する必要があると認めるとき。							
配備体制(発令者)	災害警戒体制(災害警戒本部長又は危機管理部長)	発令基準	設置基準により、災害警戒本部が設置されたとき。					
		危機対処の部 配備人員	危機管理部 必要人員	消防部 必要人員	避難所管理部 必要人員	応急復旧部 必要人員	物資輸送部 必要人員	医療介護部 必要人員

備考 「災害警戒体制」の配備人員とは、災害警戒又は災害予防対策に従事すべき「必要人員」をいい、この「必要人員」は地域防災計画行動計画「風水害警戒体制」に定める「必要人員」に準ずる。

(2) 市災害警戒本部の組織等

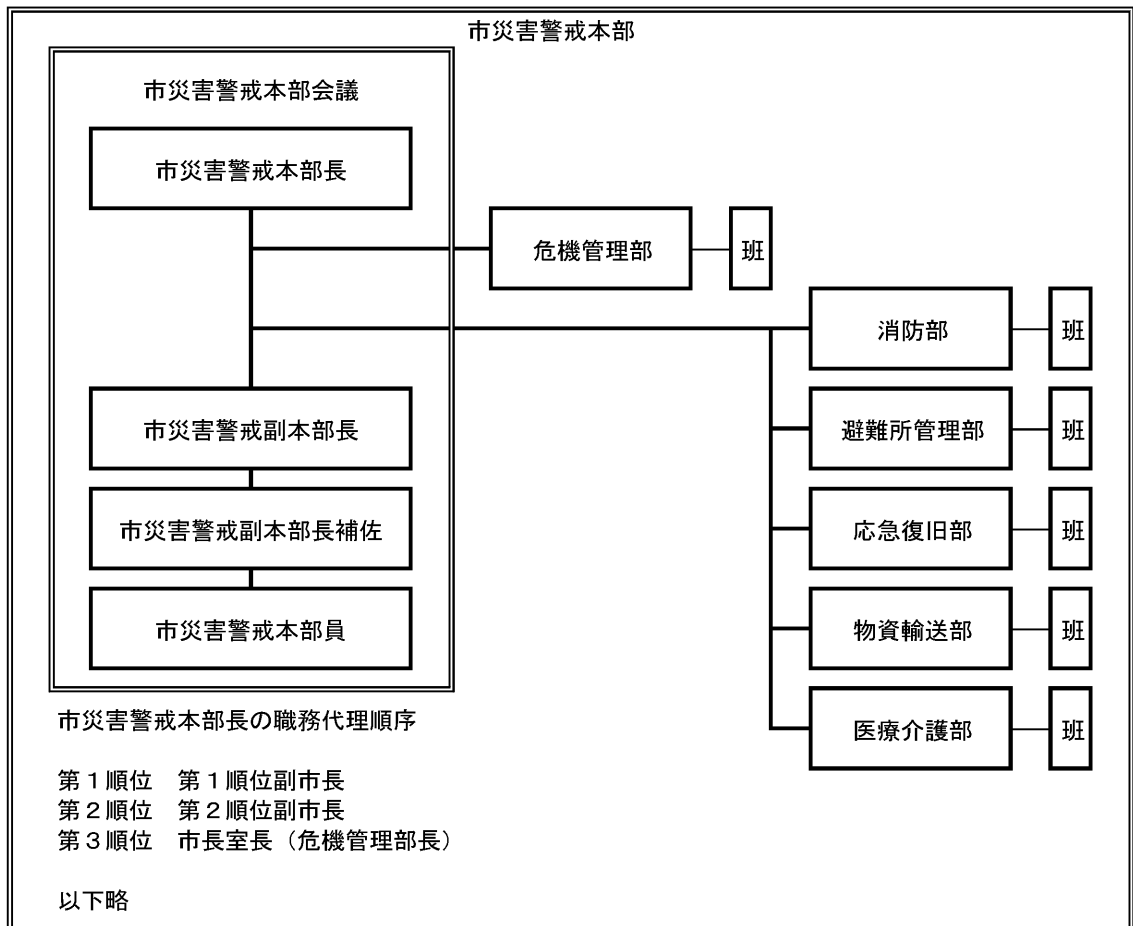
[危]

ア 市災害警戒本部は、市災害警戒本部長、市災害警戒副本部長（副市長及び教育長）、市災害警戒副本部長補佐及び市災害警戒本部員をもって組織する。

イ 市災害警戒本部長は、災害警戒又は災害予防対策を円滑に実施するため、市災害警戒本部に「危機管理部」、「消防部」、「避難所管理部」、「応急復旧部」、「物資輸送部」及び「医療介護部」を置くものとする。さらに、部に属する班を置くものとする。

ウ 市災害警戒本部の総括事務は、危機管理部長が掌理する。

エ 市災害警戒本部組織図は、次図のとおりとし、市災害警戒本部の組織及び運営については、「海老名市災害警戒本部要綱」に定める。



【資料2－9】 海老名市災害警戒本部要綱

第2節 活動体制の確立

1 市の活動体制

- (1) 市は、航空災害の状況に応じて速やかに災害対策体制に入り、被害状況等の収集活動を行うとともに、収集した情報により災害応急対策を検討し、警戒区域の設定等必要な措置を採る。 [危]
- (2) 市は、航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法に基づき、市災害対策本部を設置する。 [危]
- (3) 市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告する。 [危]

2 広域的な応援体制

市長は、市内に航空災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急措置を実施するが、その被害状況によって災害応急措置を実施するため、必要と認めるときは他市町村長に対し応援要請をし、若しくは県知事に対し、応援要請又は応急措置の実施を要請する。 [危]

3 自衛隊の災害派遣

市長は、県知事の自衛隊への派遣要請の要求において、通信途絶等の理由により要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況等を通知する。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置を執る必要があると認められる場合には自主派遣をする。

なお、市長は、この通知をしたときは速やかにその旨を県知事に通知する。 [危]

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

市は、あらかじめ、派遣内容や物資等の必要数量等の活動内容を定め、災害に備えることとし、発災後速やかに、救助・救急、消火及び医療救護活動を行う。また、救助・救急、消火活動等を行う際には、安全確保に留意して活動を行う。

1 救助・救急活動

市は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。 [消・危]

2 消火活動

- (1) 市は、事前に定めた航空災害の警防計画等により消防活動を実施するが、消防活動に当たっては、住宅密集地域を優先しつつ、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行い、効果的な運用を図る。 [消]
- (2) 市は、消防相互応援協定等に基づき、他市町村に消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じて神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請を行う。 [消・危]
- (3) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。 [危・消]

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、東京航空事務所、海上自衛隊第4航空群又は市町村の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行う。 [県・事]

第4節 航空災害広報の実施

市は、県、防災関係機関等と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。 [危]

第5編 鉄道災害対策編

鉄道（軌道を含む。以下この編において同じ。）における列車の衝突等により大規模な被害が発生する鉄道災害対策について、必要な事項を定める。

鉄道災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編「風水害対策編」で定める事項を準用する。

第1章 鉄道災害応急対策への備え

市は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに県及び防災関係機関と協力して、被害情報及び関係機関が実施する応急対策等の活動状況の情報を収集・連絡し、その情報に基づき、事態の推移に合わせた災害応急活動を行う。

1 情報の収集・連絡

鉄道災害情報の受伝達体制の充実

市は、市民に対し、確実に情報を伝達するため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）及びLアラート（災害情報共有システム）の着実な運用に努める。

また、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステム及び資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施する等の機器操作の習熟に努める。 [危]

2 医療救護活動

（1） 市は、関係機関と調整の上、「神奈川県医療救護計画」に基づき、医療救護活動体制の確立に努める。 [医]

（2） 市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。 [危・医]

（3） 県は、市の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努める。 [県]

第2章 鉄道災害時の応急活動計画

第1節 鉄道災害時情報の収集・連絡等及び市災害対策本部等の設置

市は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに県及び防災関係機関と協力して、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の措置状況等の情報を収集・連絡し、その情報に基づき、市災害対策本部の設置及び必要となる体制の整備を進める。

1 鉄道災害発生による被害情報の収集・連絡

- (1) 市は、鉄道災害発生時において、庁舎及び公共施設の周辺に関する被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するため、情報の収集に当たる。 [危・消]
- (2) 市は、防災情報システム（防災カメラ）、ドローン及び防犯カメラを使用し、市内の状況を確認するとともに、必要があると認める場合は、応急復旧部又は消防部を巡視出動させ、情報収集を行う。また、勤務時間外、休日等は、配備人員が参集時に収集した情報を共有する。 [危・消・応]
- (3) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県に報告する。 [危・消]
- (4) 市は、「火災・災害即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等、特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告する。 [消]
- (5) 市は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。 [危・消]
- (6) 市は、応急対策の活動状況、市災害対策本部設置状況等を県に連絡する。 [危]
- (7) 市は、県からの連絡を受け、県が収集した鉄道災害の情報及び県が実施する応急対策の活動状況等を把握する。 [危]

2 市災害対策本部の設置等

(1) 市災害対策本部の設置基準及び配備体制発令基準 [危]

危機対処体制区分 (設置者)	災害対策本部（市長）							
設置基準	その他災害が発生し、災害予防又は災害応急対策を実施する必要があると認めるとき。							
配備体制 (発令者)	災害対策体制 (災害対策本部長)	発令基準	設置基準により、災害対策本部が設置されたとき。					
		危機対処の部 配備人員	危機管理部 全員	消防部 全員	避難所管理部 全員	応急復旧部 全員	物資輸送部 全員	医療介護部 全員

備考 「対策体制」の配備人員とは、災害予防又は災害応急対策に従事すべき「全員」をいい、この「全員」は地域防災計画行動計画「風水害対策体制」に定める「全員」に準ずる。

ア 市長は、鉄道災害が発生した場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより市災害対策本部を設置する。

また、市災害対策本部長（市長）は、市災害対策本部が設置されたときは配備体制発令基準に基づき、「災害対策体制」を発令し、危機対処の部の行動計画に定める配備人員を配備する。

イ 市長は、市災害対策本部を設置したときは、県知事に速やかに報告するとともに、次の(ア)から(エ)までに掲げる者のうちから必要と認める者に速やかに連絡する（同本部を廃止したときも同じ。）。

- (ア) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (イ) 陸上自衛隊第4施設群長
- (ウ) 海上自衛隊厚木航空基地隊司令
- (エ) 隣接市町長

ウ 市は、配備人員が参集するまでの間は、別に定める「海老名市災害発生時等初動対応マニュアル」に基づき、災害予防又は災害応急対策を実施する。

(2) 市災害対策本部の組織等 [危]

ア 市災害対策本部は、市災害対策本部長、市災害対策副本部長（副市長及び教育長）、市災害対策副本部長補佐及び市災害対策本部員をもって組織する（市災害対策本部会議の構成も同じ。）。

イ 市災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策を円滑に実施するため、市災害対策本部に「危機管理部」、「消防部」、「避難所管理部」、「応急復旧部」、「物資輸送部」及び「医療介護部」を置くものとする。さらに、部に属する班を置くものとする。

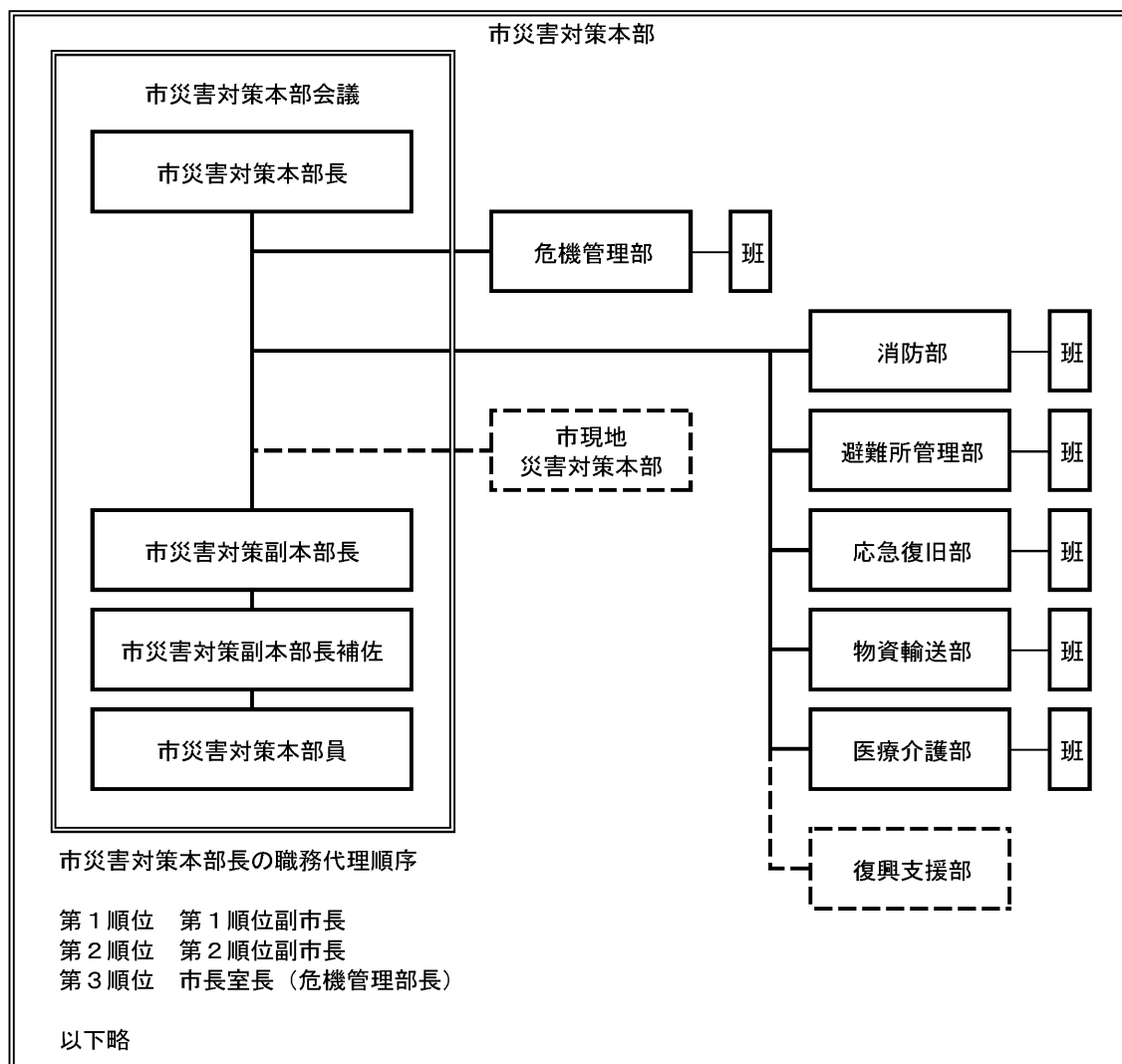
ウ 市災害対策本部の庶務は、危機管理部長が掌理する。

エ 市災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策についての重要な指示又は総合調整を行う必要があると認めるときは、市災害対策本部会議を招集する。

オ 市災害対策本部長は、市災害対策本部に災害対策の実施を要する地域にあつて市災害対策本部の一部を行う組織として現地災害対策本部を置くことができる。

カ 市災害対策本部長は、鉄道災害の発生により復興対策を実施する必要があると認めるときは、迅速かつ的確な復興支援を図るため、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより復興体制を整備するものとし、部を横断的に編成し、本部に復興支援部を置くものとする。

キ 市災害対策本部組織図は、次図のとおりとし、市災害対策本部の組織及び運営については、「海老名市災害対策本部要綱」に定める。



【資料2－5】 海老名市災害対策本部条例

【資料2－6】 海老名市災害対策本部要綱

3 市災害警戒本部の設置等

市長又は市長室長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、海老名市災害対策本部を設置するまでに至らない段階で、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより市災害警戒本部を設置することができる。

また、市災害対策本部が設置されたときは、市災害警戒本部は廃止されたものとし、その事務は引き継がれる。

配備人員が参集するまでの間は、別に定める「海老名市災害発生時等初動対応マニュアル」に基づき、災害警戒又は災害予防対策を実施する。

(1) 市災害警戒本部の設置基準及び配備体制発令基準 [危]

危機対処体制区分 (設置者)	災害警戒本部（市長又は市長室長）						
設置基準	1 その他災害が発生するおそれがある場合において、災害警戒又は災害予防対策を実施する必要があると認めるとき。 2 協定都市等において被害が発生し、支援のため災害警戒又は災害予防対策を実施する必要があると認めるとき。						
配備体制 (発令者)	災害警戒体制 (災害警戒本部長又は危機管理部長)	発令基準	設置基準により、災害警戒本部が設置されたとき。				
		危機対処の部 配備人員	危機管理部 必要人員	消防部 必要人員	避難所管理部 必要人員	応急復旧部 必要人員	物資輸送部 必要人員

備考 「災害警戒体制」の配備人員とは、災害警戒又は災害予防対策に従事すべき「必要人員」をいい、この「必要人員」は地域防災計画行動計画「風水害警戒体制」に定める「必要人員」に準ずる。

(2) 市災害警戒本部の組織等 [危]

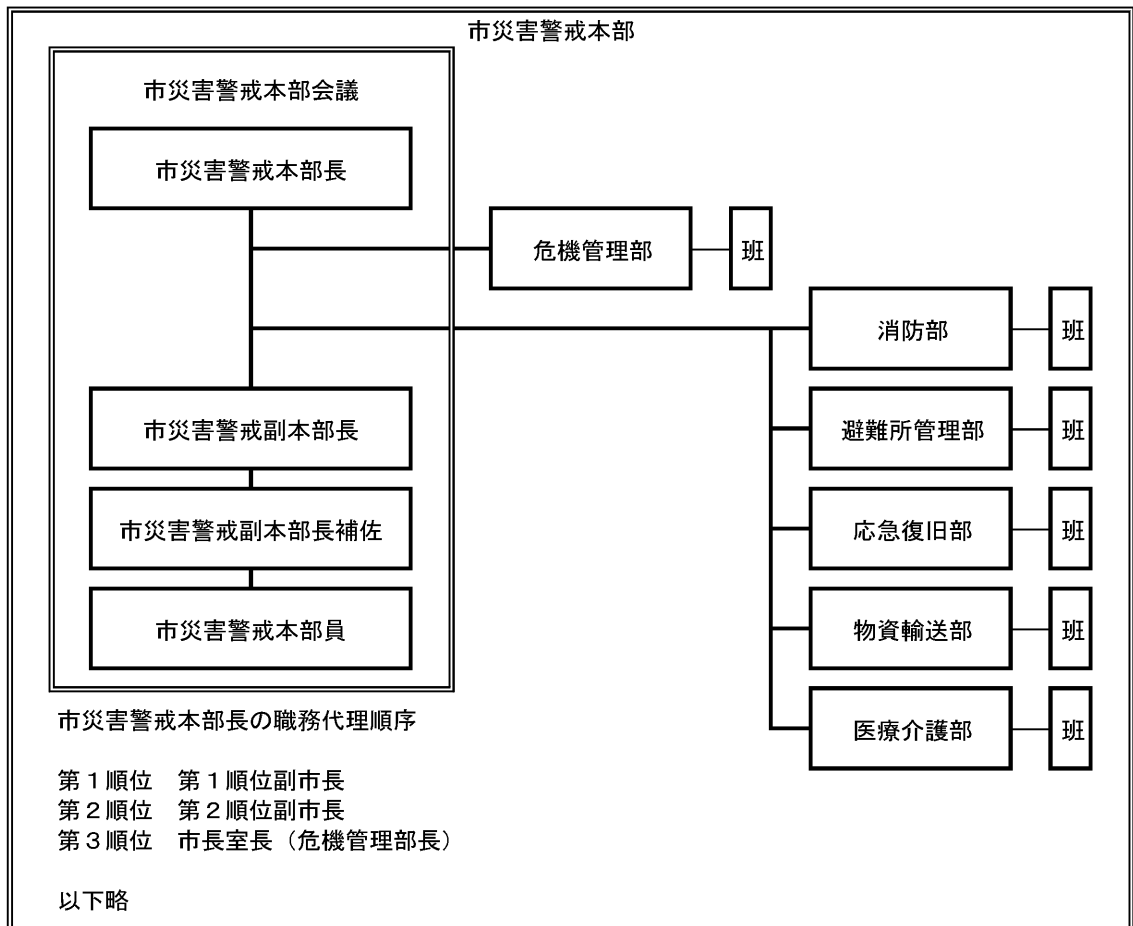
ア 市災害警戒本部は、市災害警戒本部長、市災害警戒副本部長（副市長及び教育長）、市災害警戒副本部長補佐及び市災害警戒本部員をもって組織する。（市災害警戒本部会議の構成も同じ。）

イ 市災害警戒本部長は、災害警戒又は災害予防対策を円滑に実施するため、市災害警戒本部に「危機管理部」、「消防部」、「避難所管理部」、「応急復旧部」、「物資輸送部」及び「医療介護部」を置くものとする。さらに、部に属する班を置くものとする。

ウ 市災害警戒本部の庶務は、危機管理部長が掌理する。

エ 市災害対策本部長は、災害警戒又は災害予防対策についての重要な指示又は総合調整を行う必要があると認めるときは、市災害警戒本部会議を招集する。

エ 市災害警戒本部組織図は、次図のとおりとし、市災害警戒本部の組織及び運営については、「海老名市災害警戒本部要綱」に定める



【資料2－9】 海老名市災害警戒本部要綱

第2節 活動体制の確立

1 市の活動体制

- (1) 市は、鉄道災害の状況に応じて速やかに災害対策体制に入り、被害状況等の収集活動を行うとともに、収集した情報により災害応急対策を検討し、警戒区域の設定等必要な措置を採る。 [危]
- (2) 市は、鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法に基づき、市災害対策本部を設置する。 [危]
- (3) 市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告する。 [危]

2 広域的な応援体制

市長は、市内に鉄道災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、その被害状況によって災害応急措置を実施するため、必要と認めるときは、他市町村長に対し応援要請をし、若しくは県知事に対し、応援要請又は応急措置の実施を要請する。 [危]

3 自衛隊の災害派遣

市長は、県知事の自衛隊への派遣要請の要求において、通信途絶等の理由により要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況等を通知する。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置を執る必要があると認められる場合には自主派遣をする。なお、市長は、この通知をしたときは速やかにその旨を県知事に通知する。 [危]

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

市は、あらかじめ、派遣内容や物資等の必要数量等の活動内容を定め、災害に備えることとし、発災後速やかに、救助・救急、消火及び医療救護活動を行う。また、救助・救急、消火活動等を行う際には、安全確保に留意して活動を行う。

1 救助・救急活動

市は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。 [消・危]

2 消火活動

- (1) 市は、事前に定めた鉄道災害の警防計画等により消防活動を実施するが、消防活動に当たっては、住宅密集地域を優先しつつ、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行い、効果的な運用を図る。 [消]
- (2) 市は、消防相互応援協定等に基づき、他市町村に消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じて神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請を行う。 [消・危]
- (3) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。 [危・消]

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村又は鉄道機関の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行う。 [県・事]

第4節 鉄道災害広報の実施

市は、県、防災関係機関等と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。 [危]

第6編 道路災害対策編

橋りょう等道路施設の損傷や道路本体の崩落等、道路災害の対策について、必要な事項を定める。道路災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編「風水害対策編」で定める事項を準用する。

第1章 道路災害応急対策への備え

市は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに県及び防災関係機関と協力して、被害情報及び関係機関が実施する応急対策等の活動状況の情報を収集・連絡し、その情報に基づき、事態の推移に合わせた災害応急活動を行う。

1 道路災害発生による情報の収集・連絡

道路災害情報の受伝達体制の充実

市は、市民に対し、確実に情報を伝達するため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）及びLアラート（災害情報共有システム）の着実な運用に努める。

また、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステム及び資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなどの機器操作の習熟に努める。 [危]

2 医療救護活動

（1） 市は、関係機関と調整の上、「神奈川県医療救護計画」に基づき、医療救護活動体制の確立に努める。 [医]

（2） 市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。 [危]

（3） 県は、市の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努める。 [県]

第2章 道路災害時の応急活動計画

第1節 道路災害時情報の収集・連絡等及び市災害対策本部等の設置

市は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに県及び防災関係機関と協力して、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の措置状況等の情報を収集・連絡し、その情報に基づき、市災害対策本部の設置及び必要となる体制の整備を進める。

1 道路災害発生による被害情報の収集・連絡

- (1) 市は、道路災害発生時において、庁舎及び公共施設の周辺に関する被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するため、情報の収集に当たる。 [危・消]
- (2) 市は、防災情報システム（防災カメラ）、ドローン及び防犯カメラを使用し、市内の状況を確認するとともに、必要があると認める場合は、応急復旧部又は消防部を巡視出動させ、情報収集を行う。また、勤務時間外、休日等は、配備人員が参集時に収集した情報を共有する。 [危・消・応]
- (3) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県に報告する。 [危・消]
- (4) 市は、「火災・災害即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等、特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告するなど消防機関との連携強化に努める。 [消]
- (5) 市は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。 [危・消]
- (6) 市は、応急対策の活動状況、市災害対策本部設置状況等を県に連絡する。 [危]
- (7) 市は、県からの連絡を受け、県が収集した道路災害の情報及び県が実施する応急対策の活動状況等を把握する。 [危]

2 市災害対策本部の設置等

- (1) 市災害対策本部の設置基準及び配備体制発令基準 [危]

危機対処体制区分（設置者）	災害対策本部（市長）							
設置基準	その他災害が発生し、災害予防又は災害応急対策を実施する必要があると認めるとき。							
配備体制（発令者）	災害対策体制（災害対策本部長）	発令基準	設置基準により、災害対策本部が設置されたとき。					
		危機対処の部 配備人員	危機管理部 全員	消防部 全員	避難所管理部 全員	応急復旧部 全員	物資輸送部 全員	医療介護部 全員

備考 「対策体制」の配備人員とは、災害予防又は災害応急対策に従事すべき「全員」をいい、この「全員」は地域防災計画行動計画「風水害対策体制」に定める「全員」に準ずる。

ア 市長は、道路災害が発生した場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより市災害対策本部を設置する。

また、市災害対策本部長（市長）は、市災害対策本部が設置されたときは配備体制発令基準に基づき、「災害対策体制」を発令し、危機対処の部の行動計画に定める配備人員を配備する。

イ 市長は、市災害対策本部を設置したときは、県知事に速やかに報告するとともに、次の(ア)から(エ)までに掲げる者のうちから必要と認める者に速やかに連絡する（同本部

を廃止したときも同じ。）。

- (ア) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (イ) 陸上自衛隊第4施設群長
- (ウ) 海上自衛隊厚木航空基地隊司令
- (エ) 隣接市町長

ウ 市は、配備人員が参集するまでの間は、別に定める「海老名市災害発生時等初動対応マニュアル」に基づき、災害予防又は災害応急対策を実施する。

(2) 市災害対策本部の組織等 [危]

ア 市災害対策本部は、市災害対策本部長、市災害対策副本部長（副市長及び教育長）、市災害対策副本部長補佐及び市災害対策本部員をもって組織する（市災害対策本部会議の構成も同じ。）。

イ 市災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策を円滑に実施するため、市災害対策本部に「危機管理部」、「消防部」、「避難所管理部」、「応急復旧部」、「物資輸送部」及び「医療介護部」を置くものとする。さらに、部に属する班を置くものとする。

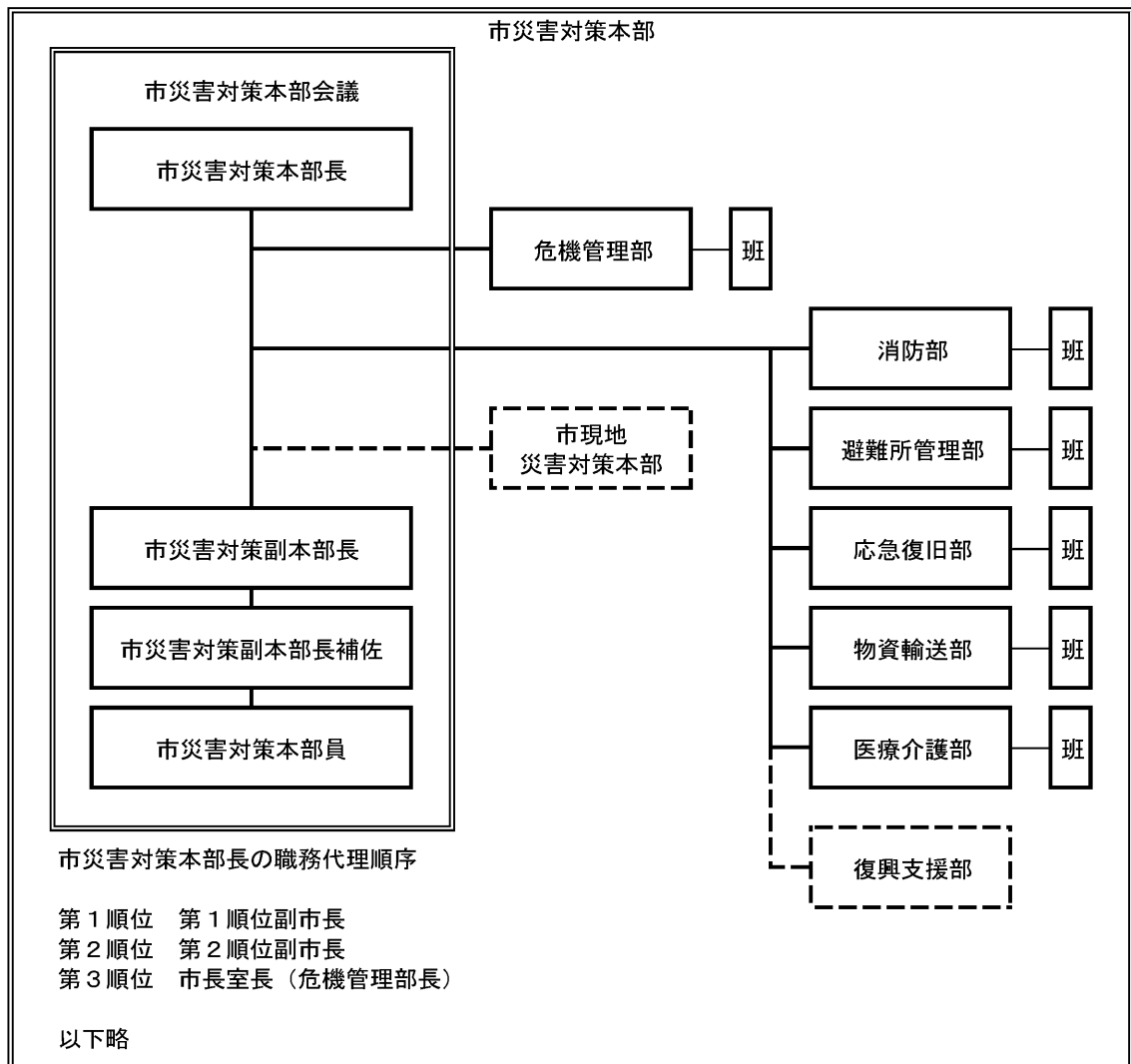
ウ 市災害対策本部の庶務は、危機管理部長が掌理する。

エ 市災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策についての重要な指示又は総合調整を行う必要があると認めるときは、市災害対策本部会議を招集する。

オ 市災害対策本部長は、市災害対策本部に災害対策の実施を要する地域にあって市災害対策本部の一部を行う組織として現地災害対策本部を置くことができる。

カ 市災害対策本部長は、地震災害の発生により復興対策を実施する必要があると認めるときは、迅速かつ的確な復興支援を図るため、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより復興体制を整備するものとし、部を横断的に編成し、本部に復興支援部を置くものとする。

キ 市災害対策本部組織図は、次図のとおりとし、市災害対策本部の組織及び運営については、「海老名市災害対策本部要綱」に定める。



【資料2－5】 海老名市災害対策本部条例

【資料2－6】 海老名市災害対策本部要綱

3 市災害警戒本部の設置等

市長又は市長室長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、海老名市災害対策本部を設置するまでに至らない段階で、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより市災害警戒本部を設置することができる。

また、市災害対策本部が設置されたときは、市災害警戒本部は廃止されたものとし、その事務は引き継がれる。

配備人員が参集するまでの間は、別に定める「海老名市災害発生時等初動対応マニュアル」に基づき、災害警戒又は災害予防対策を実施する。

(1) 市災害警戒本部設置基準及び配備体制発令基準

[危]

危機対処 体制区分 (設置者)	災害警戒本部（市長又は市長室長）						
設置基準	1 その他災害が発生するおそれがある場合において、災害警戒又は災害予防対策を実施する必要があると認めるとき。 2 協定都市等において被害が発生し、支援のため災害警戒又は災害予防対策を実施する必要があると認めるとき。						
配備体制 (発令者)	災害警戒体制 (災害警戒本部長又は 危機管理部長)	発令基準	設置基準により、災害警戒本部が設置されたとき。				
		危機対処の部 配備人員	危機管理部 必要人員	消防部 必要人員	避難所管理部 必要人員	応急復旧部 必要人員	物資輸送部 必要人員

備考 「災害警戒体制」の配備人員とは、災害警戒又は災害予防対策に従事すべき「必要人員」をいい、この「必要人員」は地域防災計画行動計画「風水害警戒体制」に定める「必要人員」に準ずる。

(2) 市災害警戒本部の組織等

[危]

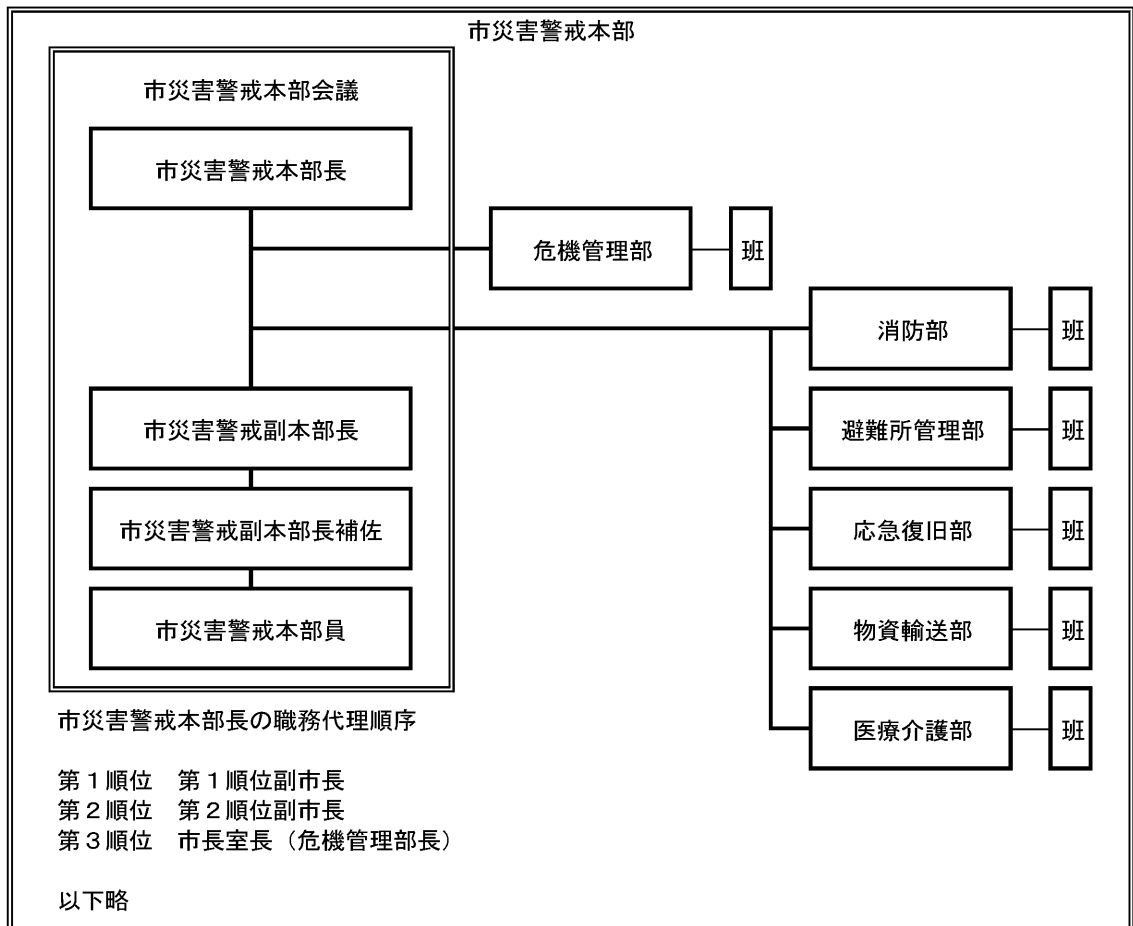
ア 市災害警戒本部は、市災害警戒本部長、市災害警戒副本部長（副市長及び教育長）、市災害警戒副本部長補佐及び市災害警戒本部員をもって組織する（市災害警戒本部会議の構成も同じ。）。

イ 市災害警戒本部長は、災害警戒又は災害予防対策を円滑に実施するため、市災害警戒本部に「危機管理部」、「消防部」、「避難所管理部」、「応急復旧部」、「物資輸送部」及び「医療介護部」を置くものとする。さらに、部に属する班を置くものとする。

ウ 市災害警戒本部の庶務は、危機管理部長が掌理する。

エ 市災害対策本部長は、災害警戒又は災害予防対策についての重要な指示又は総合調整を行う必要があると認めるときは、市災害警戒本部会議を招集する。

オ 市災害警戒本部組織図は、次図のとおりとし、市災害警戒本部の組織及び運営については、「海老名市災害警戒本部要綱」に定める



【資料2－9】 海老名市災害警戒本部要綱

第2節 活動体制の確立

1 市の活動体制

- (1) 市は、道路災害の状況に応じて速やかに災害対策体制に入り、被害状況等の収集活動を行うとともに、収集した情報により災害応急対策を検討し、警戒区域の設定等必要な措置を採る。 [危]
- (2) 市は、道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法に基づき、市災害対策本部を設置する。 [危]
- (3) 市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告する。 [危]

2 広域的な応援体制

市長は、市内に道路災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急措置を実施するが、その被害状況によって災害応急措置を実施するため、必要と認めるときは他市町村長に対し応援要請をし、若しくは県知事に対し、応援要請又は応急措置の実施を要請する。 [危]

3 自衛隊の災害派遣

市長は、県知事の自衛隊への派遣要請の要求において、通信途絶等の理由により要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況等を通知する。

この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置を執る必要があると認められる場合には自主派遣をする。なお、市長は、この通知をしたときは速やかにその旨を県知事に通知する。 [危]

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

市は、あらかじめ、派遣内容や物資等の必要数量等の活動内容を定め、災害に備えることとし、発災後速やかに、救助・救急、消火及び医療救護活動を行う。また、救助・救急、消火活動等を行う際には、安全確保に留意して活動を行う。

1 救助・救急活動

市は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。 [消・危]

2 消火活動

- (1) 市は、事前に定めた道路災害の警防計画等により消防活動を実施するが、消防活動に当たっては、住宅密集地域を優先しつつ、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行い、効果的な運用を図る。 [消]
- (2) 市は、消防相互応援協定等に基づき、他市町村に消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じて神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請を行う。 [消・危]
- (3) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。 [危・消]

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村又は道路管理者の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行う。 [県・事]

第4節 道路災害広報の実施

市は、県、防災関係機関等と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。 [危]

第7編 放射性物質災害対策編

原子力の利用、開発及び研究における指導及び監督は、防災対策を含めて原子力規制委員会等の国の所管となっており、原子力基本法（昭和30年法律第186号）をはじめとする原子力関係法令により、国、関係事業者等において対策が講じられているが、核原料物質・核燃料物質・放射性同位元素等（以下この編において「放射性物質」という。）による災害の特殊性を考慮し、不測の事態に備えて円滑な対策活動の実施が図られるよう災害予防対策上及び災害応急対策上必要な事項を定める。

放射性物質災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編「風水害対策編」で定める事項を準用する。

第1章 放射性物質災害予防

第1節 安全確保

放射性物質に関する教育及び知識の普及等

（1） 職員の教育

市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国その他関係機関と連携して職員に対し次の事項について教育を実施する。 [危]

- ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- イ 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- ウ 緊急時に市民が執るべき行動及び留意事項に関すること。
- エ その他必要と認める事項

（2） 市民に対する知識の普及・啓発

ア 市は、応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じ、国その他関係機関と協力して市民に対し、次の放射性物質に関する知識の普及・啓発に努める。 [危]

- （ア） 放射性物質及び放射線の特性に関すること。
- （イ） 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること。
- （ウ） 緊急時に市民が執るべき行動及び留意事項に関すること。
- （エ） その他必要と認める事項

イ 教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。 [避]

ウ 防災知識の普及・啓発に際しては、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。 [危]

第2節 放射性物質災害応急対策への備え

1 放射性物質災害に対する防災体制の整備

- (1) 市は、放射性物質災害対策の迅速かつ的確な実施を図るため、平常時から県との相互の連携を図るとともに、放射性物質に係る防災体制の整備に努める。 [危]
- (2) 消防部は、放射性物質取扱事業者等（放射性物質の事業所外の輸送中を含む。以下この編において同じ。）の火災等緊急時における円滑な消防活動の確保、消防隊の被ばく防止及び放射能汚染の防止等のため、消防活動体制の整備に努める。 [消]
- (3) 市は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱事業所等の把握に努める。 [危・消]

2 情報伝達体制の充実強化

市は、放射性物質災害発生時等、緊急時に必要な情報を迅速に受伝達できるよう平常時から国、県及び防災関係機関を含めた相互の情報伝達体制の充実強化に努めるとともに、災害発生時に備え、通信設備等の充実確保に努める。また、夜間、休日等の場合においても対応できるよう体制の整備を図る。 [危・消]

3 広報体制の整備

(1) 広報手段の整備

市は、放射性物質災害発生後の経過に応じ、市民に提供すべき情報について整理するとともに、要配慮者に対し災害情報が迅速かつ円滑に行えるよう平常時から広報手段の整備に努める。 [危]

(2) 広報の内容

市が放射性物質災害発生時に行う広報の内容は次のとおりとする。 [危]

- ア 災害等の状況及び今後の予測
- イ 被害状況及び応急対策の実施状況
- ウ 避難場所又は避難所予定施設等及び避難方法
- エ 市民の執るべき措置及び注意事項
- オ その他必要な事項

4 救助・救急、医療救護活動

市は、救助・救急、医療救護活動に必要な資機材等の把握・整備に努める。
[消・危・医]

第2章 放射性物質災害時の応急活動計画

第1節 放射性物質災害時情報の収集・連絡等及び市災害対策本部等の設置

市は、放射性物質災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに県及び防災関係機関と協力して、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の措置状況等の情報を収集・連絡し、市災害対策本部の設置及び必要となる体制の整備を進める。

1 放射性物質災害発生による情報の収集・連絡

(1) 事故情報等の連絡

ア 放射性物質取扱事業者等は、事故が発生した場合において、速やかに原子力規制委員会、消防機関及び県警察に連絡する。なお、工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）において事故が発生した場合は、国土交通省に連絡する。
[事]

イ 県は、原子力規制委員会、消防庁又は国土交通省からの情報を、関係市町村及び関係機関に連絡する。
[県]

(2) 放射性物質取扱事業所等の事故発生による被害情報の収集・連絡

ア 放射性物質取扱事業者等は、被害状況を消防機関、県警察及び原子力規制委員会に連絡する。
なお、工場又は事業所の外における運搬（船舶又は航空機による運搬を含む。）における事故の場合は、国土交通省に連絡する。
[事]

イ 市は、放射性物質災害発生時において、庁舎及び公共施設の周辺に関する被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するための情報の収集に当たる。
[危・消]

ウ 市は、被害状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県に連絡する。
[危]

エ 市は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。
[危・消]

(3) 応急対策等の活動状況の連絡

ア 放射性物質取扱事業者等は、原子力規制委員会（工場又は事業所の外において事故が発生した場合は、国土交通省）及び関係市町村に応急対策等の活動状況、被害状況等を定期的に文書により連絡する。
[事]

イ 市は、応急対策の活動状況、市災害対策本部設置状況等を県に連絡する。
[危]

ウ 市は、県からの連絡を受け、県が収集した放射性物質災害の情報及び県が実施する応急対策等の活動状況を把握する。
[危]

2 市災害対策本部の設置等

(1) 市災害対策本部の設置基準及び配備体制発令基準

[危]

危機対処 体制区分 (設置者)	災害対策本部（市長）						
設置基準	その他災害が発生し、災害予防又は災害応急対策を実施する必要があると認めるとき。						
配備体制 (発令者)	災害対策体制 (災害対策本部長)	発令基準	設置基準により、災害対策本部が設置されたとき。				
		危機対処の部 配備人員	危機管理部 全員	消防部 全員	避難所管理部 全員	応急復旧部 全員	物資輸送部 全員

備考 「対策体制」の配備人員とは、災害予防又は災害応急対策に従事すべき「全員」をいい、この「全員」は地域防災計画行動計画「風水害対策体制」に定める「全員」に準ずる。

ア 市長は、放射性物質災害が発生した場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより市災害対策本部を設置する。

また、市災害対策本部長（市長）は、市災害対策本部が設置されたときは配備体制発令基準に基づき、「災害対策体制」を発令し、危機対処の部の行動計画に定める配備人員を配備する。

イ 市長は、市災害対策本部を設置したときは、県知事に速やかに報告するとともに、次の(ア)から(エ)までに掲げる者のうちから必要と認める者に速やかに連絡する（同本部を廃止したときも同じ。）。

(ア) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(イ) 陸上自衛隊第4施設群長

(ウ) 海上自衛隊厚木航空基地隊司令

(エ) 隣接市町長

(2) 市災害対策本部の組織等

[危]

ア 市災害対策本部は、市災害対策本部長、市災害対策副本部長（副市長及び教育長）、市災害対策副本部長補佐及び市災害対策本部員をもって組織する（市災害対策本部会議の構成も同じ。）。

イ 市災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策を円滑に実施するため、市災害対策本部に「危機管理部」、「消防部」、「避難所管理部」、「応急復旧部」、「物資輸送部」及び「医療介護部」を置くものとする。さらに、部に属する班を置くものとする。

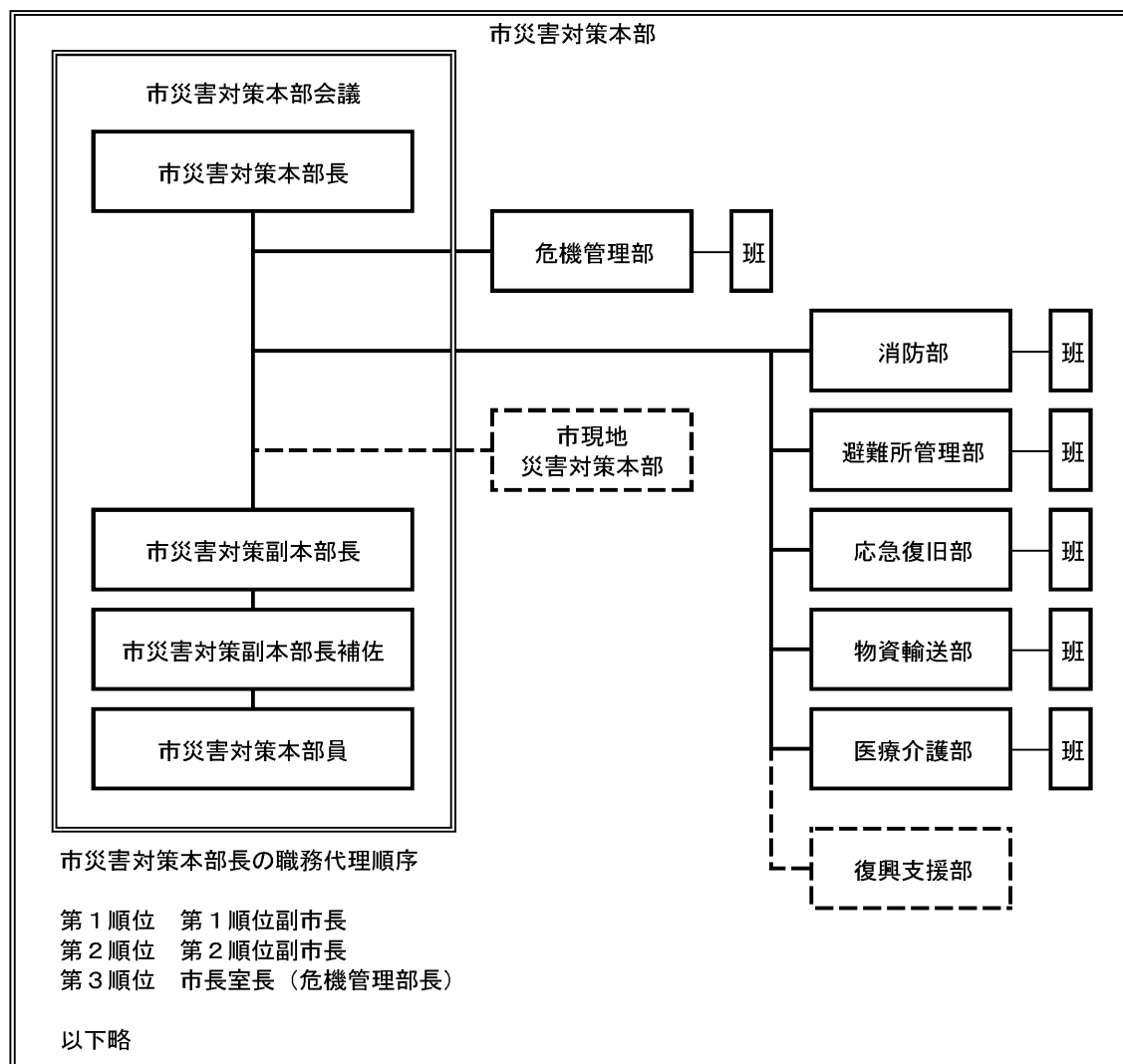
ウ 市災害対策本部の庶務は、危機管理部長が掌理する。

エ 市災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策についての重要な指示又は総合調整を行う必要があると認めるときは、市災害対策本部会議を招集する。

オ 市災害対策本部長は、市災害対策本部に災害対策の実施を要する地域にあって市災害対策本部の一部を行う組織として現地災害対策本部を置くことができる。

カ 市災害対策本部長は、地震災害の発生により復興対策を実施する必要があると認めるときは、迅速かつ的確な復興支援を図るため、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより復興体制を整備するものとし、部を横断的に編成し、本部に復興支援部を置くものとする。

キ 市災害対策本部組織図は、次図のとおりとし、市災害対策本部の組織及び運営については、「海老名市災害対策本部要綱」に定める。



【資料2－5】 海老名市災害対策本部条例

【資料2－6】 海老名市災害対策本部要綱

3 市災害警戒本部の設置等

市長又は市長室長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、海老名市災害対策本部を設置するまでに至らない段階で、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより市災害警戒本部を設置することができる。

また、市災害対策本部が設置されたときは、市災害警戒本部は廃止されたものとし、その事務は引き継がれる。

配備人員が参集するまでの間は、別に定める「海老名市災害発生時等初動対応マニュアル」に基づき、災害警戒又は災害予防対策を実施する。

(1) 市災害警戒本部の設置基準及び配備体制発令基準 [危]

危機対処体制区分 (設置者)	災害警戒本部（市長又は市長室長）						
設置基準	1 その他災害が発生するおそれがある場合において、災害警戒又は災害予防対策を実施する必要があると認めるとき。 2 協定都市等において被害が発生し、支援のため災害警戒又は災害予防対策を実施する必要があると認めるとき。						
配備体制 (発令者)	災害警戒体制 (災害警戒本部長又は 危機管理部長)	発令基準	設置基準により、災害警戒本部が設置されたとき。				
		危機対処の部 配備人員	危機管理部 必要人員	消防部 必要人員	避難所管理部 必要人員	応急復旧部 必要人員	物資輸送部 必要人員

備考 「災害警戒体制」の配備人員とは、災害警戒又は災害予防対策に従事すべき「必要人員」をいい、この「必要人員」は地域防災計画行動計画「風水害警戒体制」に定める「必要人員」に準ずる。

(2) 市災害警戒本部の組織等 [危]

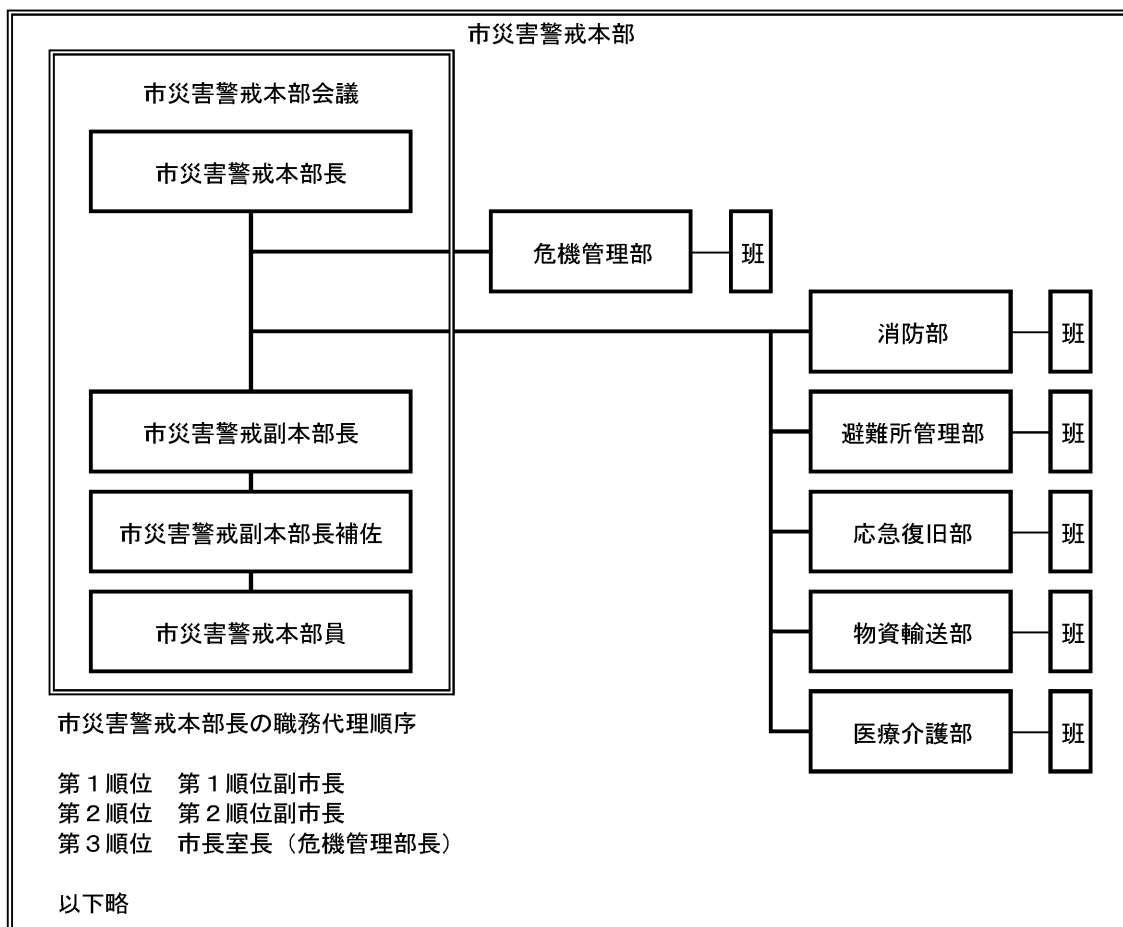
ア 市災害警戒本部は、市災害警戒本部長、市災害警戒副本部長（副市長及び教育長）、市災害警戒副本部長補佐及び市災害警戒本部員をもって組織する（市災害警戒本部会議の構成も同じ。）。

イ 市災害警戒本部長は、災害警戒又は災害予防対策を円滑に実施するため、市災害警戒本部に「危機管理部」、「消防部」、「避難所管理部」、「応急復旧部」、「物資輸送部」及び「医療介護部」を置くものとする。さらに、部に属する班を置くものとする。

ウ 市災害警戒本部の庶務は、危機管理部長が掌理する。

エ 市災害対策本部長は、災害警戒又は災害予防対策についての重要な指示又は総合調整を行う必要があると認めるときは、市災害警戒本部会議を招集する。

オ 市災害警戒本部組織図は、次図のとおりとし、市災害警戒本部の組織及び運営については、「海老名市災害警戒本部要綱」に定める



【資料2－9】 海老名市災害警戒本部要綱

第2節 活動体制の確立

1 市の活動体制

- (1) 市は、放射性物質の漏えいなどによる事故の状況に応じ、県の体制に準じた体制を執る。 [危]
- (2) 市は、災害応急対策上必要と認めるときは、次の応急対策を実施する。
- ア 救出救助・救急活動 [消]
 - イ 消火活動 [消]
 - ウ 医療救護活動 [医]
 - エ 市民に対する放射性物質災害広報 [危]
 - オ 警戒区域の設定 [危・消]
 - カ 市民に対する屋内避難又は避難の指示 [危]
 - キ 避難所予定施設等の開設及び運営 [避・危・応・物・医]
 - ク その他必要な措置 [危]
- (3) 市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告する。 [危]

2 県、日本赤十字社神奈川県支部、医師会及び歯科医師会の活動

県、医師会及び歯科医師会は、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急措置を行う。また、県及び日本赤十字社神奈川県支部は、必要に応じてその他の救援救助対策を実施する。 [県・事]

3 県薬剤師会及び県医薬品卸業協会の活動

県薬剤師会及び県医薬品卸業協会は、県から協力要請があった場合には、各支部薬剤師会及び各医薬品卸業協会員に要請し、医療救護活動に必要な医薬品等の確保に努める。 [事]

4 広域的な応援体制

県知事は、特に必要があると認めるときは、被災市町村長に対し応急処置について必要な指示をし、又は他の市町村長に対し被災市町村を応援するよう指示する。 [県]

第3節 放射性物質災害時の市民等への指示広報

1 県の措置

(1) 市町村等への情報提供

県は、火災等により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏えいなどの事故が発生し、又は発生するおそれがある場合は、関係市町村等が行う広報活動に必要な情報を随時提供する。 [県]

(2) 報道機関への放送要請

県は、「災害時における放送要請に関する協定書」に基づき、日本放送協会横浜放送局、株式会社アール・エフ・ラジオ日本、株式会社テレビ神奈川及び横浜エフエム放送株式会社に対し、次の広報を要請する。 [県]

- ア 事故等の状況及び今後の予測
- イ 被害状況及び応急対策の実施状況
- ウ 県民の執るべき措置及び注意事項
- エ 他の機関からの広報依頼事項のうち必要と認められる事項

2 市の措置

市は、防災行政無線及び広報車並びに協定を締結している事業者への放送要請や自主防災組織（自主防災隊）との連携等により、市民に対し迅速に広報及び必要な指示を行う。

[危]

3 防災関係機関の措置

防災関係機関は、市民のニーズを十分に把握し、それぞれが定めた災害時の広報計画に基づき、市民及び利用者に対して、交通に関する情報、ライフラインに関する情報等について広報を実施するとともに、特に必要があるときは、県、関係市町村及び報道機関に広報を要請する。

[事]

4 市民からの問合せに対する対応

市は、県及び関係機関と連携して、必要に応じ、速やかに市民からの問合せに対応するため、専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。

[危]

第8編 その他災害対策編

大規模火災、大規模雪害その他の災害により大規模な被害が発生するその他災害対策について、必要な事項を定める。その他災害対策の実施に当たり、本編で定める事項のほか、必要に応じて、第2編「風水害対策編」で定める事項を準用する。

なお、雪害については「海老名市大雪対処計画」で定める事項を準用する。

第1章 その他災害応急対策への備え

市は、その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに県及び防災関係機関と協力して、被害情報及び関係機関が実施する応急対策等の活動状況の情報を収集・連絡し、その情報に基づき、事態の推移に合わせた災害応急活動を行う。

1 情報の収集・連絡

その他災害情報の受伝達体制の充実

市は、市民に対し、確実に情報を伝達するため、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）及びLアラート（災害情報共有システム）の着実な運用に努める。また、発災時の円滑な情報の受伝達を図るために、災害情報に関するシステム及び資機材を適切に管理するとともに、これらの運用に関する職員研修や実践的な訓練を継続的に実施するなどの機器操作の習熟に努める。 [危]

2 医療救護活動

（1）市は、関係機関と調整の上、「神奈川県医療救護計画」に基づき、医療救護活動体制の確立に努める。 [医]

（2）市は、救護活動に必要な医薬品等の備蓄に努める。 [危・医]

（3）県は、市の備蓄医薬品では不足する場合に備え、供給体制の確立に努める。 [県]

3 避難誘導

市は、指定避難場所等をあらかじめ指定し、日頃から市民への周知徹底に努める。 [危]

第2章 その他災害時の応急活動計画

第1節 その他災害時情報の収集・連絡等及び市災害対策本部等の設置

市は、その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、速やかに県及び防災関係機関と協力して、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の措置状況等の情報を収集・連絡し、その情報に基づき、市災害対策本部の設置及び必要となる体制の整備を進める。

1 その他災害発生による被害情報の収集・連絡

- (1) 市は、その他災害発生時において、庁舎及び公共施設の周辺に関する被害情報、ライフライン被害の範囲等、被害の規模を推定するため、情報の収集に当たる。〔危・消〕
- (2) 市は、防災情報システム（防災カメラ）、ドローン及び防犯カメラを使用し、市内の状況を確認するとともに、必要があると認める場合は、応急復旧部又は消防部を巡視出動させ、情報収集を行う。
また、勤務時間外、休日等は、配備人員が参集時に収集した情報を共有する。〔危・消・応〕
- (3) 市は、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から、直ちに県に報告する。〔危・消〕
- (4) 市は、「火災・災害即報要領」の規定に基づき、交通機関の火災等、特に迅速に消防庁に報告すべき火災・災害等を覚知した場合は、直ちに消防庁に報告し、併せて県にも報告する。〔消〕
- (5) 市は、被害情報及び災害応急対策等を県に報告できない状況が生じた場合には、直接内閣総理大臣（消防庁経由）に報告する。〔危・消〕
- (6) 市は、応急対策の活動状況、市災害対策本部設置状況等を県に連絡する。〔危〕
- (7) 市は、県からの連絡を受け、県が収集したその他災害の情報及び県が実施する応急対策の活動状況等を把握する。〔危〕

2 市災害対策本部の設置等

- (1) 市災害対策本部の設置及び配備体制 〔危〕

	災害対策本部（市長）					
	その他災害が発生し、災害予防又は災害応急対策を実施する必要があると認めるとき。					
	災害対策体制 （災害対策本部長）	設置基準により、災害対策本部が設置されたとき。				
		全員	全員	全員	全員	全員

備考 「対策体制」の配備人員とは、災害予防又は災害応急対策に従事すべき「全員」をいい、この「全員」は地域防災計画行動計画「風水害対策体制」に定める「全員」に準ずる。

ア 市長は、その他災害が発生した場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、災害対策基本法第23条の2第1項の規定に基づき、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより市災害対策本部を設置する。

また、市災害対策本部長（市長）は、市災害対策本部が設置されたときは配備体制発令基準に基づき、「災害対策体制」を発令し、危機対処の部の行動計画に定める配備人員を配備する。

イ 市長は、市災害対策本部を設置したときは、県知事に速やかに報告するとともに、次

の(ア)から(エ)までに掲げる者のうちから必要と認める者に速やかに連絡する（同本部を廃止したときも同じ。）。

(ア) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者

(イ) 陸上自衛隊第4施設群長

(ウ) 海上自衛隊厚木航空基地隊司令

(エ) 隣接市町長

(2) 市災害対策本部の組織等

[危]

ア 市災害対策本部は、市災害対策本部長、市災害対策副本部長（副市長及び教育長）、市災害対策副本部長補佐及び市災害対策本部員をもって組織する（市災害対策本部会議の構成も同じ。）。

イ 市災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策を円滑に実施するため、市災害対策本部に「危機管理部」、「消防部」、「避難所管理部」、「応急復旧部」、「物資輸送部」及び「医療介護部」を置くものとする。さらに、部に属する班を置くものとする。

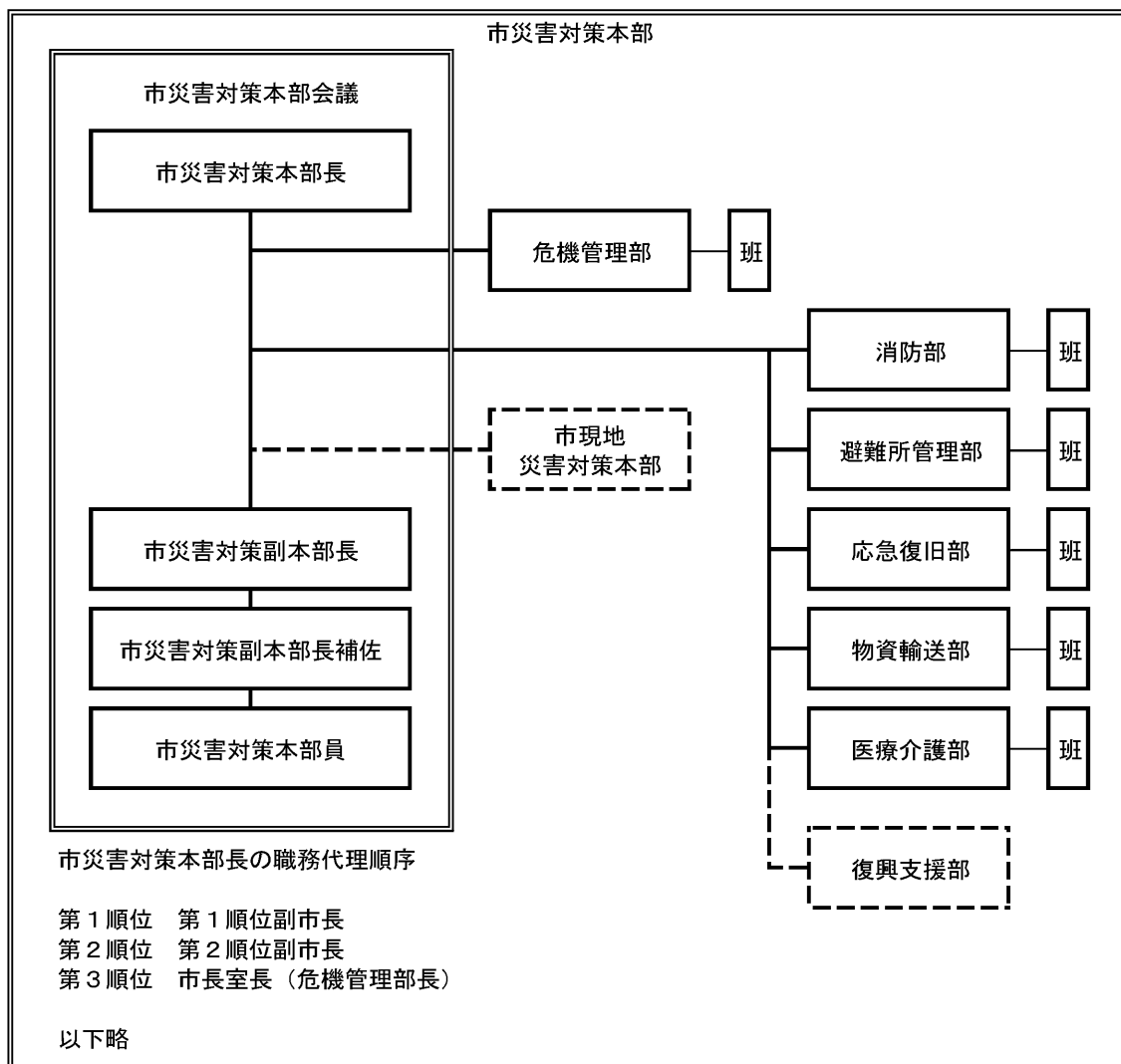
ウ 市災害対策本部の庶務は、危機管理部長が掌理する。

エ 市災害対策本部長は、災害予防又は災害応急対策についての重要な指示又は総合調整を行う必要があると認めるときは、市災害対策本部会議を招集する。

オ 市災害対策本部長は、市災害対策本部に災害対策の実施を要する地域にあって市災害対策本部の一部を行う組織として現地災害対策本部を置くことができる。

カ 市災害対策本部長は、地震災害の発生により復興対策を実施する必要があると認めるときは、迅速かつ的確な復興支援を図るため、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより復興体制を整備するものとし、部を横断的に編成し、本部に復興支援部を置くものとする。

キ 市災害対策本部組織図は、次図のとおりとし、市災害対策本部の組織及び運営については、「海老名市災害対策本部要綱」に定める。



【資料2－5】 海老名市災害対策本部条例

【資料2－6】 海老名市災害対策本部要綱

3 市災害警戒本部の設置等

市長又は市長室長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、海老名市災害対策本部を設置するまでに至らない段階で、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、「海老名市地域防災計画」の定めるところにより市災害警戒本部を設置することができる。

また、市災害対策本部が設置されたときは、市災害警戒本部は廃止されたものとし、その事務は引き継がれる。

配備人員が参集するまでの間は、別に定める「海老名市災害発生時等初動対応マニュアル」に基づき、災害警戒又は災害予防対策を実施する。

(1) 市災害警戒本部の設置基準及び配備体制発令基準 [危]

	災害警戒本部（市長又は市長室長）					
	1 その他災害が発生するおそれがある場合において、災害警戒又は災害予防対策を実施する必要があると認めるとき。 2 協定都市等において被害が発生し、支援のため災害警戒又は災害予防対策を実施する必要があると認めるとき。					
	災害警戒体制 （災害警戒本部長又は危機管理部長）	設置基準により、災害警戒本部が設置されたとき。				
		必要人員	必要人員	必要人員	必要人員	必要人員

備考 「災害警戒体制」の配備人員とは、災害警戒又は災害予防対策に従事すべき「必要人員」をいい、この「全員」は地域防災計画行動計画「風水害対策体制」に定める「必要人員」に準ずる。

(2) 市災害警戒本部の組織等 [危]

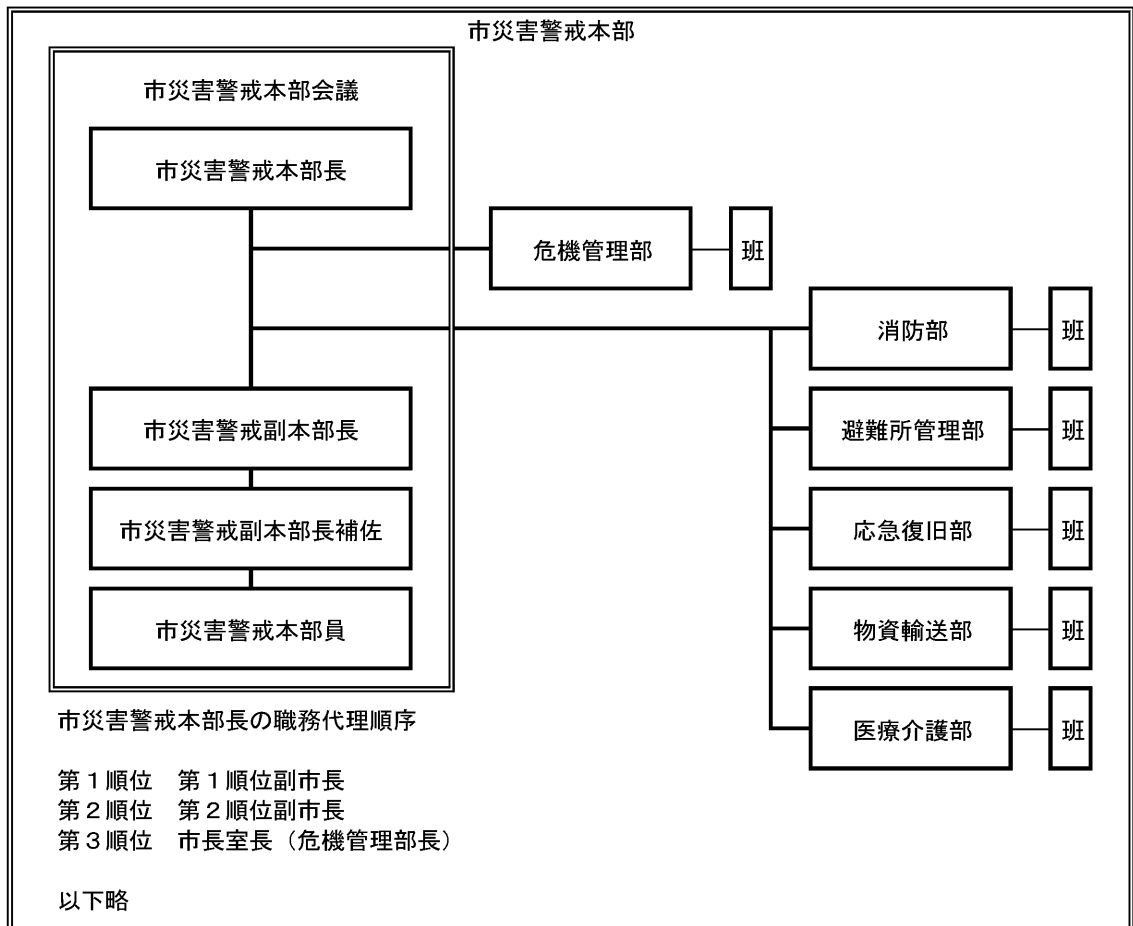
ア 市災害警戒本部は、市災害警戒本部長、市災害警戒副本部長（副市長及び教育長）、市災害警戒副本部長補佐及び市災害警戒本部員をもって組織する（市災害警戒本部会議の構成も同じ。）。

イ 市災害警戒本部長は、災害警戒又は災害予防対策を円滑に実施するため、市災害警戒本部に「危機管理部」、「消防部」、「避難所管理部」、「応急復旧部」、「物資輸送部」及び「医療介護部」を置くものとする。さらに、部に属する班を置くものとする。

ウ 市災害警戒本部の庶務は、危機管理部長が掌理する。

エ 市災害対策本部長は、災害警戒又は災害予防対策についての重要な指示又は総合調整を行う必要があると認めるときは、市災害警戒本部会議を招集する。

オ 市災害警戒本部組織図は、次図のとおりとし、市災害警戒本部の組織及び運営については、「海老名市災害警戒本部要綱」に定める。



【資料2－9】 海老名市災害警戒本部要綱

第2節 活動体制の確立

1 市の活動体制

- (1) 市は、その他災害の状況に応じて速やかに災害対策体制に入り、被害状況等の収集活動を行うとともに、収集した情報により災害応急対策を検討し、警戒区域の設定等必要な措置を採る。 [危]
- (2) 市は、その他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要と認めるときは、災害対策基本法に基づき、市災害対策本部を設置する。 [危]
- (3) 市は、県に市災害対策本部の設置状況等を報告する。 [危]

2 広域的な応援体制

市長は、市内にその他災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害応急措置を実施するが、その被害状況によって災害応急措置を実施するため、必要と認めるときは、他市町村長に対し応援要請をし、若しくは県知事に対し、応援要請又は応急措置の実施を要請する。 [危]

3 自衛隊の災害派遣

市長は、県知事の自衛隊への派遣要請の要求において、通信途絶等の理由により要求できない場合には、直接防衛大臣、地域担任部隊等の長に被害の状況等を通知する。この通知を受けた防衛大臣、地域担任部隊等の長は、直ちに救援の措置を執る必要があると認められる場合には自主派遣をする。なお、市長は、この通知をしたときは速やかにその旨を県知事に通知する。 [危]

第3節 救助・救急、消火及び医療救護活動

市は、あらかじめ、派遣内容や物資等の必要数量等の活動内容を定め、災害に備えることとし、発災後速やかに、救助・救急、消火及び医療救護活動を行う。また、救助・救急、消火活動等を行う際には、安全確保に留意して活動を行う。

1 救助・救急活動

市は、救出救助活動を行うほか、被災者の早急な把握に努める。 [消・危]

2 消火活動

- (1) 市は、事前に定めたその他災害の警防計画等により消防活動を実施するが、消防活動に当たっては、住宅密集地域を優先しつつ、火災の全体状況を把握しながら消火活動を行い、効果的な運用を図る。 [消]
- (2) 市は、消防相互応援協定等に基づき、他市町村に消火活動の応援要請をするとともに、必要に応じて神奈川県内消防広域応援実施計画に基づく応援要請及び緊急消防援助隊派遣要請を行う。 [消・危]
- (3) 発災現場以外の市町村は、発災現場の市町村からの要請又は消防相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。 [危・消]

3 医療救護活動

県、医師会及び歯科医師会は、市町村又は関係機関の要請に基づき、救護班等を現地に派遣し、負傷者の応急処置を行う。 [県・事]

第4節 その他災害広報の実施

市は、県、防災関係機関等と連携して適切かつ迅速な広報活動を実施する。 [危]